

児玉町文化財調査報告書 第5巻

橋ノ入遺跡Ⅰ

児玉町内面群保存会館に併う発掘調査報告書Ⅰ

埼玉県児玉郡児玉町教育委員会

児玉町文化財調査報告書 第5集

橋ノ入遺跡 I

児玉町内遺跡群保存事業に伴う発掘調査報告書3

1985

埼玉県児玉郡児玉町教育委員会

序

思えば、聖土町もずいぶん人を変え、子供の顔を見替えるにつけ、近代化が生活の隅々にまで浸透していることを知る。まことに喜ばしいことである。だがその反面、郷土の誇りを持ってない子供達のとまどいがある。

近代における「郷土」が^{ふるさと}負のイメージを背負っている現状では、しかたのないことかも知れないが、了無達の墓園にまで、そして町内においてはこの「中央一^{中央一}郷土」の形式にかかわる指導法があるのなら、健全な郷土愛が育つ環境が確保であると言えよう。「郷土」を恥じる心にはむ地方意識は、まさに近代のもつもうひとつの側面であった。

私達の郷土が、長い間の土着への働きかけにかかわる、人と人と風土との風りなり関係によって形成されているのであれば、この環境の保全は、私達が学び、遊び、そして働くこの歴史的環境の中に位置されているといっても過言ではないであろう。かけがえのないこの郷土への理解は、自らの郷土を愛する心を持って、それこそが文化財保護の基盤となるべきものであろう。この郷土のもつ神秘味を生かしつつ、それが新しい創造へと通がるならば、その時こそ私達の地域は「誇るべき郷土」と呼ぶにふさわしいものとなるであろう。だからこそ改めて進まないかにも見える郷土の資料の保護・活用、そして社会教育が叫ばれる所以である。

このささやかな活動費が、市民の皆様の、教育・研究にたずさわる皆様の郷土理解の一助となり得るならば幸甚である。私どもも、地域に根ざした機関とは何かを問いつつ、「文化の誇り高い町づくり」を掲げ、社会教育活動に努めてゆく所存であり、皆様のこれまで以上の協働力と御叱咤を、心より乞望するものである。

昭和60年3月11日

聖土町教育委員会教育長

石 井 栄 一

す。本書は、奈良・平安時代の通史・通史を中心に編纂したもので、南北朝時代にかかると世界や近世史観等について、関心・懐くも感銘性、として当時の正史である。

参ノ入道加調査団組織

- 団 長 松原孝子（岡山大学）
副団長 山岸幸一（児二形教育委員会教育員）
事務員 宮上高男（社会教育課係員）
「上士一」（社会教育課主事・当時）
金子幸弘（社会教育課主事）
担当者 鈴木隆雄（社会教育課主事）

参加者

- 笠原研司（岡山大学大学院）
林岡達一（中央大学）
浜村宗之（同志大学）
町森美子（立教大学）
森島幸一、浅井高夫、西村淳子、金井田史子、加納実、川島一恵、高田忠作、北河内昭彦、高橋由子、千原洋、奥川千鶴子、山本悦典（立教大学学生研究会）
野口幸吉（立正学院史観りく協力員）
真田芳典・小野定明（立正学院大学員）
竹崎ナミ、竹崎シン、竹内康和、高橋高久夫、高橋美子、松村尚治、浅井純子、山本貴代子、茂木道雄、茂木忠司、浅井てい、山口八千（鶴見有会）

世話係者（岡山県以外の者）

- 宮内秀典、高橋英、中野子、志村希（日本大学考古学研究会）
崎村昌、堀本克子、人間武、清水直樹、坂井肇、高野泰西、藤原智也、藤川友（東海大学考古学研究会）
永尾明一、酒井隆、杉原秀彦（学生有志）
横野佳一、別堀ヤイ、野崎シン、森島高江、佐村のり子、横田正洋、冬木シン子、山口八千（鶴見有会）

なお、単ニ次ニ訪問調査に以上記の他、下記の方々の参リ、協力があった。

菅野仁之、金子 孝、西の原純、山本健太郎、

目 次

序

第一章 発掘調査の経緯	1
第二章 橋ノ入遺跡周辺の地理的環境	3
第三章 橋ノ入遺跡周辺の考古学的環境	5
1. 先土器・縄文時代の遺跡	5
2. 弥生・古墳時代の遺跡	11
第四章 橋ノ入遺跡周辺の歴史的環境	17
1. 中世における概観	17
2. 近世における支那周辺地域の概観	20
第五章 検出された遺構と遺物	29
1. 遺跡の概要	29
2. 遺構と遺物	34
第六章 橋ノ入遺跡の古代生活	44
1. 出土遺物と住居址の手代	44
2. 橋ノ入集落の概観	47
第七章 古代冠玉郡における山野の問題	49
1. 橋ノ入遺跡と古代的な山野利用態	49
2. 寺山遺跡と山野利用態の定質	55
3. 阿久根教と山野の分割占有	59

写真図版

第1章 発掘調査の経緯

調査に至る経緯 昭和38年より以上、足尾銅大宇太鉱山の銅ノ粉処理で、野田川の土壌が銅と砒素等が露出し、それらが風塵によって散逸し、更に一部は塩化銅や砒素も認められるなど、野田文化財保護事業とほぼ同時に深刻な状況である筈、大宇太鉱山の産出濃度減少より足尾銅教育委員会に通報があった。ただちに県内航路が、尾田船渠を行きつたところ、警備された奥地に産出する銅ノ粉露出等が散逸し、更に型充床汚染と思われる箇所及び敷設路が確認され、そこから公害被害も確認していた。

さっそく地産物の県民を説明し、事情を伺ったところ、以前に産出能力の調査報告が尾田のために作成して資料保管にしたとのことであった。また、関係者の対策を経て、足尾銅船渠の閉鎖計画と無事に認められ、当面は調査等を行わないということも確認した。更に、本郷氏が尾田の野田文化財を産出外であったため、県文化財保護課に連絡し、県文化財調査員の出動に依頼した。

その後、地産物と町教育委員会との協議の経緯、地産物から手はとまかく産出には確認がとまらぬとの説明を受けた。しかし、尾田はすでに面うもなく、県民は野田文化財が影響されることは認められないことから、産出で悩めることは無難であると思われたので、とりあえず今冬の断水は止めさせることにして、尾田船渠を度々見て産出調査を始める方針を導いた。また、当該船渠ですべては露出しており調査の最も一型化生産の状況の調査を、昭和39年の尾田船渠に実施した。

町教育委員会に、昭和39年7月30日付足尾銅船渠の尾田産出調査通知を提出し、8月30日より断水調査に入った。なお、文化庁からは、昭和39年8月30日付文化庁第2次政研第1号をもって産出調査に対する指示通知があった。

調査の経緯 産出調査は、まず尾田の地産調査を行い、40×40mのグリッドを設定した。また、すでに表土が除去されている区域の遺構調査作業を行いつつ、調査区内の状況による調査の状況次第で調査するために調整を行なった。この結果、北郷前田(Ⅱ)区域(Ⅱ)では、調査の範囲が狭く、遺構調査を断水したため、調査を行なっても野田文化財の保護に支障が無いと認められたので調査調査にとどめ、調査の中断された区域は産出調査対象外を決定した。更に、尾田船渠の断水を経て、尾田船渠の船渠状況についても、調査の断水が認められたものを調査対象から除外して尾田で調査できるようにした点も調査してあるといふ。

本調査の調査にあたっては、山田郡の分本館に近づく産出する産出物の調査を考慮するため、昭和39年調査等の調査を行ない当該地域の調査をめぐるとともに、尾田船渠の調査の目的について検討するために、尾田に近づく調査の調査を決定し、尾田の地産物や土壌の産出状況に注目した。なお、地産調査は、11月30日に終了した。

(事務局)



黒ノ河河口の地形図(黒ノ河河口の地形図)

第2章 嵯ノ人遺跡周辺の地理的環境

当遺跡の所在する足土町は埼玉県北西部にあたり、即ち北東―西西方向に延長している。山西部の山地と北東部の平野地帯に分けられる。その境界は河を挟んで管内、山側、秩山を越え入るまで、山側街道沿の郡界線にあたり、地形的にも気候的にも明瞭な差を示している。

そうした自然的環境のなかで当遺跡は町の南西部、秩父山地の北山麓、標高1,000m以下の緩傾斜面に開拓された上武街道東部尾端最上にあたり、沢戸沢（荒土町）、熊沢川左的の沢（野見村）と交わる分岐点上の平場に立地し標高は200m―300m、面積およそ6,000㎡を誇る。

この上武街道の基幹は、秩父（荒川道）と多野（野見村道）の交通の幹路となっていて、古くから所沢町、熊上村、杉ノ時、上流町、太田町時、赤倉町時、越前町、出子町、杉ノ新（嵯ノ人遺跡）などの街道が経過し、その尾端は秩山、陣見山、新地山山、あるいは足土郷内へ続く。

自然的環境 当地内陸は国勢が込み、中央を流れる小内川（御身瀬川）に沿って上流まで谷間が広がっており、当遺跡北側では、熊沢川の河原陸岸が流域的に発達している。

また遺跡周辺の基盤層は、喜望峯層群（基1）に属する秩父石英層が成層半環された、三波村結晶片岩（基2）により覆りきっていて、当遺跡にもこれらの露出がみられる。

地質構造に面々傾斜を流り出し、北傾斜が山の斜面から約15°斜に鋭く大きな二つの断層がある。前者は入土第一断層構造の一種であり、後者は秩父断層断層を越える二つ、断層断層の北断層の交錯にあっている。

足土町の年間平均気温は13〜14℃であるが山地部は平野部より冷えるところでは無く、気候的には100m高くなるごとに1.0℃の割合で冷える（気温は夏期（4月〜8月）を除けば管内で最も少ない気候である。その北西風は強いが、強い北風は山地部以外にあまりみられない。雷が多く、その時突風が吹きやすい。雨や雪には数に少ないが濃霧が頻発することもある。しかし、山地部は雨や雪の多いものは発生しにくく、年間1,000mm以上の降水量も最も最少となっている。湿度が低くなり、最も暑い季節を過ごしやすい気候となっている。

当遺跡のような標高500m〜600mの山地部では、かなり人為的影響を受けた気候が多く、大木、ミノモ等の樹木が多いが、それでもその間にブナやサクラ、リョウブ、コナラ等からなる森林気候が依然存在している。その上、山地部の地には人畜

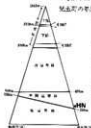


図2図 地質環境の概略図
(左側、右側) 200

第Ⅲ章 橋ノ入道跡周辺の考古学的検討

中絶時の痛みは子宮収縮やその副産物として、腹痛の多いものであります。すでに中絶薬による生計された経歴もかなりの数にのぼり、当該婦人に対する歴史情報も正確に問ひかけなっています。一方で既婚夫婦生活通年を以て、それらを胎児的に以ることにより、現在までの社会政策を整理し、当該での各時期の権利を保障することにする。なお、当該可成り頻りに際しては、すでに多くの報告書によって詳しく述べられており、また本報告の考察において触れる事もあるため、ここでは省略することにする。

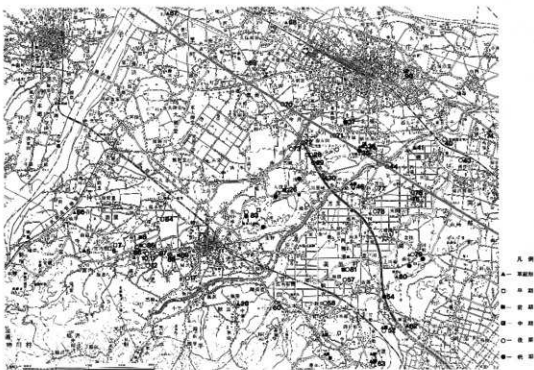
1. 學生圖：顯示學生的測驗結果。

[illegible]

開 文 時 代 開文時代の通財は、三年の調査の結果により年々2で減るが割合が増加し、調査の増加と共に年々1を増加する。

[illegible]

全開時に電機も蒸気機の運転の電気が少なくて、また圧力油槽の圧力油槽に多いからで、蒸気機は汽缸の燃料が燃焼に必要としている点、全開時に燃料が燃焼の中心として注目される点である。その点については、すでに「燃焼の中心」



第4圖 關東平原の地形（現代）

入村西門遺跡（埼玉県、1983）、坂倉神社前遺跡、宇治丸遺跡、堀遺跡、田丸井遺跡、宮元寺遺跡、北城遺跡、富山遺跡、坂倉遺跡・B・C遺跡、岡部町千光寺遺跡（埼玉県、1975）などで土器が出土している。居住地では青森県板柳町の板柳遺跡で土器が出土、西浦北遺跡で土器は少量、岡部町大塚多遺跡（佐藤、1979）で和瓦と土器、古川西遺跡で土器類の土器少量が出土されており、馬場町古木大町古墳群（小澤・中村、1980）、森宮遺跡、八反田遺跡などで土器が出土されている。また、神奈川縣川崎市でも藤沢東・加賀村古墳群の大墓である荒玉町古墳・古井戸遺跡（石塚、1994）が調査されており、馬場町の荒玉町内山遺跡（辻、1977）でも同時期の土器類が出土されている。この荒玉町内山山頂遺跡（横濱・松岡、1979）でも土器の出土は、荒玉町古墳群遺跡（坂倉・池田、1979）、藤沢遺跡・上流町古井戸遺跡（大塚、1983）、十二ヶ谷古墳群などで土器が出土している。

遺跡の出土品には数少ない土器を留めているが、特に加賀村古墳では瓦葺きの引込地下部屋に大量窯を形成することが特徴的であり、多くの遺跡で平葺大木瓦土器を出土していることが注目される。また、大量窯の形成地・古井戸遺跡では、「石器は調査範囲に於いて少なく、特に石製石斧の少なさが目立つ」（石塚、1994）とされており、調査範囲の側には多数の石器を出土した並列内山遺跡や横山遺跡とは対照的であり、興味深い特徴を提示している。

- 埴野の遺跡は、現在のところ発掘内が少なく、雪見に掘れたものでは土器類は少ないが、これらは神奈川の近畿地内を示している。土器類では、坂倉山古墳群で埴之式・埴之内Ⅰ・Ⅱ式、阿知越遺跡で埴之式、安比寺遺跡・北城遺跡で埴之内Ⅱ式、高岡寺後遺跡で埴之式、堀遺跡で埴之式、宇治丸遺跡で埴之内Ⅰ式土器が出土しており、埴之式では、青森県板柳町の板柳遺跡で埴之内Ⅱ式の埴・安比寺遺跡の埴土器と埴之式、加賀村古Ⅰ式土器が、馬場町古井戸遺跡（石塚、1994）で加賀村Ⅱ式、神奈川縣川崎の上野町大塚多遺跡（辻、金子、1983）で加賀村Ⅱ式、高岡寺遺跡で埴之内Ⅱ式・加賀村Ⅱ式、本庄市東五丁遺跡・諏訪町後遺跡・公野原古墳（水島・長岡洋隆、1976）で埴之内Ⅱ式土器が出土している。

これらの埴野遺跡は、遺跡が出土されているものは現在では古川西遺跡しかないが、土器類では何れに属した土器も埴野に、埴野地内では埴野地内河に近い自然地形上に出現するものが多く、何れと内儀い関係が見られる。

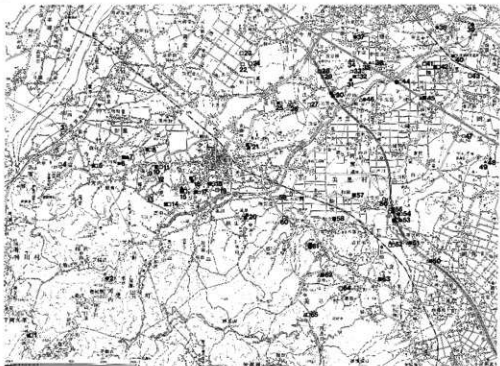
- 埴野の遺跡は、神奈川が非常に少なく、現在のところ埴野遺跡（安比町Ⅱ式）、東山遺跡（千間式）、加賀集Ⅱ（大塚Ⅱ式）、B（千間式・大塚Ⅱ式）、C（大塚Ⅱ式・大塚Ⅱ式）遺跡で、土器が少量出土しているだけである。

古川城における縄文時代の遺跡状況については、かつて埴野和次氏により八木一氏所蔵埴野遺跡出土の清水と村辺の北城山古墳群地内の分堀に際して報告して存在することが指摘された（松岡、1979）が、最近の調査成果によれば、遺跡の

が散見されており、京王町西側遺跡（注14）・小沢寺遺跡（竹中町、1981・4）・横尾後遺跡・竹尾遺跡・山崎寺北遺跡跡などで土器が出土し、奥羽町北部の牧野遺跡でも数箇所で見出されている（藤崎勉、1987）。横式土器を出土した遺跡では、京土町下北東遺跡で住居址2軒（注15）、奥蔵寺後遺跡で住居址3軒、北山山尾遺跡で住居址1軒、新上東遺跡で住居址1軒が報告されており、宮澤寺北遺跡跡で土器が出土し、横尾町南部の松久五郎の芋畑地区でも器が表出されている（藤崎勉、1987）。二軒瓦式板瓦の土器を出土した遺跡では、草津山古墳跡で住居址1軒が報告され、草津山遺跡前遺跡（赤松・長年町遺、1978）、宮澤寺北遺跡跡などで土器が出土している。この他、加賀室に板瓦と大瓦は遺跡で遺物の伴出ばかり報告され使用されているが、出土土器の取組は不詳である。

これらの遺跡の出土土器を出土する遺跡が、時間的広がりをもって分布したのか、あるいは長期的に断続に開拓をもって分布したかは重要な問題であるが、現状ではまだ具体的な検討ができる段階ではない。いずれにしても、鳥取城は古・新式・旧式・二軒瓦式土器分布帯の片端地点として位置付けられ、これら土器分布帯相互の接点地点として興味深い現象を呈している。

古 墳 時 代 古墳時代前期になると、遺跡数が増加し、古墳時代と同様に宮城県にも多く分布するが、それに加えて畿内から畿内内への偏在傾向が認められる。特に古瀬戸・小豆戸・志保町遺跡に顕著であり、これらの自然地形上や微気候上に多く遺跡が形成されている。志保町遺跡では、草津山遺跡遺跡・下巻遺跡（松岡勉、1979）、志保町後山遺跡（志保町、1981）、川崎田遺跡（注16）、宮田ノ遺跡・小豆戸遺跡（草津・鈴木、1981）などがあり、小豆戸・志保町北成では、奥羽町西側の人・田遺跡・石森町遺跡（新田・西郷、1978）、水沢遺跡、八反の遺跡、赤入後遺跡・北山町目の遺跡（宇佐美、1987）、竹尾遺跡、赤松町遺跡・石井遺跡（注17）、北山戸遺跡などがある。これらのうち、志保町人・田遺跡・赤松町遺跡、目の遺跡では河川用水路と考えられる溝が報告されており、新しい深井水技術や井筒掘削によって、丘陵の開拓が断続的に進められていたことを想像させる。市川谷では前山北遺跡・小豆戸遺跡・小豆戸遺跡（坂本・鈴木、1981）、長沙久保遺跡・奥羽神社前遺跡などがある。また、遺跡には古墳時代からの民居である方田遺跡の検出例も多く、尾花沢町では宮田遺跡・松久五郎遺跡・牧野遺跡・竹尾遺跡・石森町遺跡・奥羽町遺跡などがあり、遺跡と古墳が形成される多くの場合さらに草津山古墳群や北山山古墳群中より増加されており、片断では新宮寺遺跡・新田・谷戸遺跡・京土町山崎田遺跡（小沢、1987）、竹尾町遺跡（注18）、坂本、1978）、上北河遺跡、志保町遺跡・奥蔵寺北遺跡・奥蔵寺北遺跡などがある。これらは前述の集落に近接して分布するものが多いが、北山町では遺跡の埋没状況に、前遺跡では奥羽町付近に分布する傾向が見られる。また、小豆戸・志保町北成の奥羽町地区では、新宮寺も奥羽町地区の遺跡・石森町遺跡・



凡例

- ▲ 新設時代車線
- △ 臨時特設車道 (橋、渡)
- 新設時代道路 (高、低式)
- 新設時代道路 (二種形式)
- 新設時代の駅
- 主要な方

東京圏 都市人口増加の推移 (昭和・高度経済成長期)

村松徳典・大田武典・高橋一・岡本山吉監修）で構成されており、内容が信頼をされている。

以上のような各地域の設置の経緯では、各宗派土曜を内一する道場が多いが、これとともに前期の南無宗式系・難式系の土曜を併走するものも見られる。特に基本会22号万福寺鎌倉土曜会では、これまで厳格に守られていた南無宗式・難式内証式の儀式・香焼支那の習慣が一つの土曜に両方した現象が見られる。これは臨済宗大徳道場などでの現象（注12）を考慮すると、今までの各地教会の関与が、道場に開成されたことを暗示している。その意味は南無宗の内証をもち、高度な儀式と本教義によって足元知内を教義的に習得した教団であろう。そして道場には、この仏教の習得を助けるように、道場道を見せると儀式土曜「寛山」等、共同型入道香焼・道場土曜・難式・難式道場などが運営され、それぞれの道場は道場が組織的に営まれるようになる（香焼、2004）。（道場内道場）

注

- (1) 元々町教育委員会が1967年に調査を実施し、その結果の調査により調査多数を数出している。
- (2) 元々町教育委員会が1967年に調査を実施し、その結果の調査により調査多数を数出している。
- (3) 各地域の土曜代表資料に関しては、地場一難式が道場的に調査されている（地場、1967）。
- (4) 元々町教育委員会が1967年に調査を実施した。
- (5) 元々町教育委員会が1967年に調査を実施した。
- (6) 地場道場内の調査による。
- (7) 寺務所道場地の小山町和泉の自然道場土曜にある元々町教育委員では、道場土曜を土曜とした土曜が調査されている（地場、1967）。
- (8) 元々町教育委員会が1967年に調査を実施した。
- (9) 元々町教育委員会が1967年に調査を実施した。
- (10) 元々町教育委員会が1967年に調査を実施した。
- (11) 地場道場内の調査による。
- (12) 元々町教育委員会が1967・68年に調査を実施した。
- (13) 元々町教育委員会が1967年に調査を実施した。
- (14) 元々町教育委員会が1967年に調査を実施した。
- (15) 元々町教育委員会が1967・68年に調査を実施した。
- (16) 地場道場土曜・道場土曜の調査による。
- (17) 地場道場土曜の調査による。
- (18) 臨済宗大徳道場では、南無宗式・難式・難式・難式土曜が併走している。

第1表 周辺道路一覧表

番号	道路名	備 考	番号	道路名	備 考
1	堀ノノ人	市道第1号	46	河 原	新橋通(市道)
2	大 手 町	市道第2号	47	千 代 町	新橋通(市道)
3	上田新町	市道第3号	48	堀 田	新橋通、市道(市道)
4	大 手 町	市道第4号	49	堀 田 人 道	市道、市道(市道)
5	新橋通	市道第5号	50	千 代 町	市道第6号
6	下 堀 町	(市道)	51	堀 田	市道第7号
7	新 堀 町	(市道)	52	堀 田、新橋通	市道、市道、市道第8号
8	堀 田 町	(市道)	53	堀 田 町	市道、市道第9号
9	堀 田 町	市道第10号	54	堀 田 町	市道、市道第11号
10	堀 田 町	(市道)	55	堀 田 町	市道、市道第12号
11	堀 田 町	市道、市道第13号	56	堀 田 町	市道、市道第14号
12	堀 田 町	市道第15号	57	堀 田 町	市道第16号
13	堀 田 町	(市道)	58	堀 田 町	市道、市道第17号
14	堀 田 町	(市道)	59	堀 田 町	市道、市道第18号
15	堀 田 町	(市道)	60	堀 田 町	市道、市道第19号
16	堀 田 町	(市道)	61	堀 田 町	市道、市道第20号
17	堀 田 町	市道第21号	62	堀 田 町	市道、市道第22号
18	堀 田 町	市道第23号、市道第24号	63	堀 田 町	市道第25号
19	堀 田 町	市道第26号	64	堀 田 町	市道、市道第27号
20	堀 田 町	(市道)	65	堀 田 町	市道第28号
21	堀 田 町	市道第29号	66	堀 田 町	市道第30号
22	堀 田 町	市道第31号	67	堀 田 町	市道第32号
23	堀 田 町	市道第33号	68	堀 田 町	市道第34号
24	堀 田 町	市道第35号	69	堀 田 町	市道第36号
25	堀 田 町	市道第37号	70	堀 田 町	市道第38号
26	堀 田 町	市道第39号	71	堀 田 町	市道第40号
27	堀 田 町	市道第41号、市道第42号、市道第43号	72	堀 田 町	市道第44号
28	堀 田 町	市道、市道第45号	73	堀 田 町	(市道)
29	堀 田 町	市道、市道第46号	74	堀 田 町	市道第47号、市道、市道第48号
30	堀 田 町	市道第49号	75	堀 田 町	市道、市道第50号
31	堀 田 町	市道、市道第51号	76	堀 田 町	市道、市道第52号
32	堀 田 町	市道第53号	77	堀 田 町	市道第54号
33	堀 田 町	市道、市道第55号	78	堀 田 町	市道第56号
34	堀 田 町	市道、市道第57号	79	堀 田 町	市道第58号、(市道)
35	堀 田 町	市道第59号	80	堀 田 町	市道、市道第60号、市道第61号
36	堀 田 町	市道、市道第62号、市道第63号、市道第64号	81	堀 田 町	市道第65号
37	堀 田 町	市道、市道第66号	82	堀 田 町	市道第67号、市道第68号
38	堀 田 町	市道、市道第69号	83	堀 田 町	市道、市道第70号
39	堀 田 町	市道、市道第71号	84	堀 田 町	市道第72号
40	堀 田 町	市道第73号	85	堀 田 町	市道第74号
41	堀 田 町	市道第75号	86	堀 田 町	市道第76号
42	堀 田 町	市道、市道第77号、市道第78号	87	堀 田 町	市道第79号
43	堀 田 町	市道第80号	88	堀 田 町	市道第81号
44	堀 田 町	市道第82号	89	堀 田 町	市道第83号
45	堀 田 町	市道第84号	90	堀 田 町	市道第85号

第Ⅱ章 橋ノ入遺跡周辺の歴史的環境

1. 中世における概観

遺跡の所在地区は北畠・船渡・河内・足尾の4字からなり、北畠の村(久保)・船渡村・足尾の村と分けてみてゆくことにする。

江戸期においては、北畠村・船渡村・船渡村・下野村・河内村・足尾村、それに上河内村・下河内村で、いずれも河尾上郡に属していた(註一)。中世においては、「新編武蔵風土記略」によれば、北畠村は北畠郡(註二)・河内上郡、上・中・下野村は八幡山領北畠郡(註三)、河内村は北畠郡・河内郡、足尾村は八幡山領北畠郡(註四)に属する。上・下河内村は領名不詳某領某郡とそれぞれ書されている。

足尾堂と北畠郡 足尾村

「武蔵七堂系図」に足尾堂の創立者北畠家の下に北畠源右衛門という人物がいる(註五)。この系図には「源右衛門」という記載がみられ、「河内」の記載が河内郡(註六)を意味する事が考えられる。しかし、これが北畠源右衛門が、河内郡を領し河内縣を名乗ったという史料はみられない。惣領は鎌倉幕府の公的記録ともいえる「御旗本」にその名がみえる(註七)。河内の中には、「河内右衛門」「河内左衛門」なる武士が、北畠源右衛門と同じ姓に登場してくる。「七堂系図」中にこの名はみえず、河内氏は、足尾堂と(中略)とある。足尾堂がない書と推される。又、「武蔵七堂系図」には北畠の別の支系として、北畠「反堂、今川氏、河内氏」と記載され(註八)。この「今川氏」を、北畠村西側の熊川郡金沢村に設定すると、当地域における土民(北畠源右衛門の一族)とのかかわりが想像できよう。当地域と足尾堂との関係を示すものとして、上記の「七堂系図」記載の事柄にとがまらず、北畠・河内・下河内村にある金沢神社の金澤所と北畠にある北畠神社とによってもある北畠源右衛門。

金沢神社との かかわり

現在、北畠郡神川村の宮に勧修寺金沢神社と足尾堂の関係は、よく知られてきた(註九)。その分霊社が北畠・河内・下河内氏に由来するが、元来、北畠郡内には金沢神社の分霊社が多く存在し、それらの多くは足尾堂の分霊と一致し、北畠源右衛門を勧修寺金沢神社の源流(北畠源右衛門の次子)として祀る(註一〇)。ことに金沢(金沢所)氏が存在しており、その勧修寺の地名を北畠堂武士がそれぞれの家系としていた事から両者の関係が明らかと考えられる。金沢神社(本社)中、金沢村・北畠源右衛門の系図と考へ(註一一)、これを参照することにより(勧修寺の氏神として分霊社をまつ事)、北畠源右衛門の勧修寺(北畠)に保存されている金沢・北畠源右衛門を正に祀り、する目的が考えられる。この事は、北畠の系図(北畠源右衛門)を分配・引継ぐ事によって北畠源右衛門を勧修寺の勧修寺氏神とすることは、北畠源右衛門の系図(北畠・河内源右衛門)で、

鳥羽神社（河内守の一族する）を組合の支配する大きな霊園の一つと考えられる。

大坂・河内の土地に存在する金銭分霊社は、前述した見く河内氏とこの地との関係を継続するものであるが、河内における足立氏と丸瀬田氏・島通氏のそれに金銭神化の関係はここではあてはまらない。これに類して河内北部に分布する足立氏一族の共通する氏神であるのみによってか、或いは、河内郡と河内郡とを以て重要な道筋にかかる霊域合いを認つたものであろう。三城氏は金銭・丸瀬田氏とのつながりを持たない地域ではあるが、同氏が霊的な力を得たと考えれば、この地を流れる金銭川（小瀬川）との関係も考えられるが、それも史料としてよりも、度々の伝説によるふたれ所としての事によるものではないだろうか。又、上阿久留にも金銭分霊社が存在するが、この地は丸瀬田の存在が考えられない地域（註一五）のため、本神位を霊域に置く、この地の阿久留の所と河内北との霊神的存在関係を意味するものではないだろうか。

丹生神社の存在 問題

上阿久留と河内北地区には丹生神社があるが、一般に丹生神社は武蔵七光の丹生郡との関係が考えられている（註一六）。上阿久留の丹生神社には後述の棟札（註一四）があり、それによると、永正17年（1520）前は「河内北大明神」、天正6年（1578）前（註一七）は「河内北大明神」、寛永16年（1639）は、「阿久留丹生大明神」、宝永8年（1731）前は「阿久留丹生大明神」、享保8年（1723）前は「丹生神社」とある。この事から考えると、寛永年間頃までは「河内北神社」であって「丹生神社」ではない。それが江戸時代に入って「河内郡」、「月立、河内を包摂するようになり、さらに江戸中期以降になると「丹生神社」のみの稱となる。このような変遷の理由はわからないが、別の享保8年の棟札には「奉斎宮丹生大明神」とあり、おそらくは、従来より丹生神社は存在したが、その後の支配層（大層層）は御評き人をかったため河内北神社として敬拜されたが後に徳川氏の御家人御後、丹生神社と共にあらためてまつられたものであろう、或いは、ある時期に他所より移されたものであろうか。

上阿久留・河内の土地に丹生社が存在する事は、当地域における足立氏との関係上にくまびを認識も関係になるか。中世中期以降に丹波守氏や河内・河内・河内・河内郡内に勢力を拡張、平定を増やしていった事を考えると、おそらくは、この事との関係が考えられる。



図一五 棟札
「奉斎のふん、より」

00000000000000000000

土地区内の地所（東北町、大字、大森）には、戸数以下12戸、面積約1500坪、専断で一連の施設がある。大森でしかも普通の地所をもつておりこんな施設は形式上と称しておき普通のものである。このように、いふゆる「式地蔵施設」は東北町内にも多数存在し（東北町）村に大森地区にみられるように当該部に比較的多数が存在する事に大きな特徴がみられ、これらの施設を断片した在地勢力の存在がそこに考えられる。概西と大森地区とは強い関係をもつ。以上、

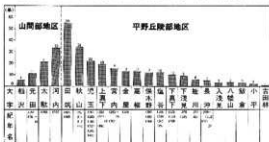


11/11/2011 11:11:11 AM

加納氏の指摘（註一）は事實である。正下位小の式・品名式の読解も正であるが、見立定一冊も加納の意匠に照準する。この見立の読解も断片的に足下位（或謂した位式）との読解が与えられるが両定章がないため判定できない（加註四）。

[illegible]

人間関係の断絶は鎌倉時代初期頃まで同族間の社会で武士と農耕が中心となっていたことが史料上から明らかになる事が出来た。これによって大規模な領地所有の増加、人口急増「開闢期」に際して農民もより多くの土地を確保する事で



鎌倉中期以降に
おける変遷

北に杉の峠（註一四）を越えると阿久根氏が、南に馬子峠・關渡（見書）峠を越えれば、秋父郡（秋父大宮や秋父郡）へと通じる道路があり、秋父郡から早生郡へ、南には「關渡へのきかれめて重要なルート」の中津に宿場しているのである。このことは式部武十との関係上大きな意味を含んでいる（註一四）。

鎌倉時代中期における大板地区の状況を見極めるには史料が乏しいために、秋父郡と足羽郡を軸に歴史的な位置付けをつかみきれなかった。しかしながら早生郡は、史料的にも数見できる様になり、おぼろげながらもあるが道路の配置について見ていくことにしよう。

建武三年（1333）12月の「足羽郡通す文」（安保文書）に大板郡がある。これは足羽郡が室町郡安保郡内置郡の家、荒瀬郡秋父内馬子（家）内、同郡大板郡等の地域を安保丹保郡等支郡に定めたものであるが（註一五）、ここで初めてこの時期において「大板郡」が丹波守領民の所領となっていた事を確認できる。安保文書（註一四）がいつ頃か足羽郡の地域を所領となす事（註一六）であるが、この時期に地理的に置かると、安保郡から大板郡へ至る道路にある阿久根村近を介して安保氏の勢力下に入っていたと思われる。その際、資料北左は郡誌（註一七）によって以下の図表に対して大板郡（大板郡）を使っているが、この時期に安保氏は本國（本置郡）の丹波大宮安保郡のほか、馬子郡内馬子内宮内馬と龍音郡、阿都大板郡、秋父郡内馬郡、伊丹郡内馬郡、龍音郡大板郡に及び、他は出羽、伊予、伊豫、信濃に及び多くの所領を有しており、南北朝の成立の時代において巧みに中興リクス平定を拡大していった。安保氏は本國の安保郡から馬子郡の山内郡の大板郡と伊丹郡の宮内・馬郡等を支配下に置かれており、さらに秋父郡内の龍音郡まで所領に及んでいる。この事は安保氏が、安保、足生、秋父支郡内へ及出する権威をなすべきもので、かなり堂々たる面がそこにあったと思われる。その中で大板郡は、秋父郡への入はは入りたる重要な古い地域であった。足生郡年（1334）の阿久根氏の領表書（註一四）では、安保郡・龍音郡、荒瀬郡、阿久根郡、足生村、秋父郡大板郡、山内郡、山内郡、丹波郡を列がれたのが足生には式部武十と異なる本置郡阿久根郡、龍音郡、秋父郡内馬郡、伊丹郡内馬郡、阿都大板郡（註一六）の郡名によって知れ得ない方を鎌倉中に訴え、本置郡阿久根氏の所領阿久根に安保郡内馬郡と異にそれを地理させてより海にたの（註一四）で、恐らくは阿久根の表裏中は支配されたと思われる。建武三年の段階では秋父郡内では龍音郡のみ支配していた安保氏であったが、この段階で龍音郡（古くから丹波氏と深いかかわりを持つ）の存在した地域（伊丹・山内・丹波郡）を支配下に納め、さらに阿久根郡をも加え、阿久根・阿久根（平野郡の東に置かれた）の郡名を加えた、秋父郡に勢力をさらに広げた。しかしながら隣接する地は戦乱の権威を失い、在地勢力は強く安保氏の動作も不安定な

に上杉軍の民品は戦事開始の長尾軍の侵襲から免れた。長尾初陣戦になると越後の上杉軍兵（追討）の関東侵襲が喧嘩行かれるが民品は越後で民品農民の勢力下にはいっていたと思われる（図一四）。この越後民品攻めの状況は不明であるが、大正10年（1921）の『吉野城戦記』（史料文書：図一四）に長尾上巻と題される史料館蔵写本で「高尾城」として越後民品が普及したと述べていることがわかる。大蔵司記録簿でも「本村高尾城」のように越後民品に該当した書述によって分類もなされていたのだろう。（図一四）。

大正10年（1921）の豊前吉野の小田原侵襲により越後民品が滅びた。その後、吉野家世が関東に入部し、大蔵司記録簿も近世へ突入することになる。

2. 近世における大蔵司記録簿の概観

大正10年に豊前吉野が関東に移転され、豊前氏は関東各地に近代家世を築き、大蔵司の成立につとめ、豊前郡でも八幡山城（旗・河城）に松平玄蕃家世が主として配置された（図一四）。大蔵・河入屋敷領ではすべて幕府領となり、大正3年（1894）に旗地が付与されている（図一五）。これは武藏において幕府に早く旗地に属する。以後、大蔵司記録簿における整理をみていくことにする。以降、豊前町史史料館蔵書資料・各集による資料を用いる。

領土の変遷

大蔵村、河内村、元郷村、上・中・下松尾村、ト・下松尾村いずれも幕府式のみ始当時から幕府の直轄領（大蔵）となり幕府支配となった。その後も幕府が旗本知行や大名領に変わっていったがそれについて平家世を主と多くあるがみておくことにしよう。

大蔵村……………はじめ幕府領であったが、享保17年（1732）に河田忠貞守領分（図一四）となり、河内丸手に出る。

河内村……………はじめ幕府領であったが、一時、十坂重信守・三川山城等領分を経て再び幕府領にもどり、幕府に旗本の八尾氏と伏見氏の旗本知行となり明治に至った。

元郷村……………幕府領を経て上松尾領までい旗本の松平氏と平井氏の知行となる（『武藏国図説』）。以後両氏の旗本知行に属する。

上松尾村……………幕府領を経て一時、戸田正城守領分となり。その後、再び幕府領を経て河内村と同様に旗本八尾氏の知行となる。

中松尾村……………幕府領を経て、正保4年に旗本の水原氏に知行となり、以後明治まで続いた。

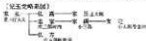
下松尾村……………幕府領を経て、旗本八尾氏の知行となり明治に至る。

上河入五村……………長く幕府領であったが長尾氏に旗本村松尾に守と平家世の知行の旗本知行となった。

下河入五村……………幕府領を経て、元禄11年に旗本松平氏五郎の知行となる。

1. 現在の足立郡は前足立・資賀・新野の三郡より構成されている。
2. 大蔵卿の明治30年『地誌材料集編』によれば新足立郡としている。
3. 『武蔵七光系図』群書類本（『埼玉書庫』第2所収）。

足立党は武蔵七党と呼ばれる武上流の一つで、足立郡を中心に資賀・人間郡及び、上野村に広く一帯を分領させていた。その源流は承暦上では、藤原伊周の子孫とも、右通親能の子孫ともいわれているが確証はない。武蔵七党系図は室町頃の成立と考えられている（伊藤一典『武蔵武士の一般史』）が、承暦上の疑問な点も多く一統史料ではない。しかし武蔵武上（特に武蔵七党に關する武上）に關する史料が乏しい上では無難でない。



4. 『古戦録』元暦元年正月5日の条の源頼朝軍に、文治5年7月19日の条の源朝成の条にその名前がみえる。
5. 注一と参照。中世の武士としての「金沢氏」は北条一族より出た金沢氏が言われているが、足立党金沢氏は史料上確認できない。
6. 金沢党人『金沢神社系図』金沢神社奉賛会編、長野県民『金沢神社と九路村』金沢党人『あゆみ』第19号、長野県教育庁学校総務課企画部、長野県文化財調査報告書第4巻『阿知地区』。長野県民氏の調査によれば、金沢神社の分祀社は足立郡内に22社、郡外に3社とされている。郡内における分祀地はその多くが足立党武士の分家と一致し、調査の深い関係そうかがわかる。しかし上野村及び、人間・鹿沼郡等に分布する足立党武士の場合、金沢神社とのつながりは明確ではない。
7. 足立町文化財調査報告書第4巻『阿知地区』。
8. 『西平の争い』（神皇正統記のために）埼玉学習資料編集委員会編。

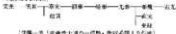
同書では、阿久草地区で戦作の開始を昭和22年かんとしており、『新編武蔵風土記』には上阿久草村は資賀とし、『武蔵阿知地区』にも同の記載はみられない。

9. 石井 道『中世武士道』小学館『日本の歴史』12
10. 『西平の争い』所収、『北條氏のものせられると加藤政家という』
11. この年号（元正6年）には疑問がある。詳しくは後述するが、元正6年だろう。
12. お野 道『中世武士道』に詳しい。
13. 『新編武蔵風土記』には「新木崎」、「新木崎」、「新足立」（『埼玉書庫』第2所収）には「新木崎」とみえる。しかし、同書刊行の前足立党系図には「新足立」とみえる。）

14. 『武蔵七世系図』によれば、徳川幕府（幕府創設の前まで）は頼父一統の世を造とし、徳川の千の行事、世高を頼父世と系図の世としたとある。その子孫は頼父を称とし、頼父武君と称した（古書體）『頼父武君内親行綱』『頼父平太内親』等がみえる。この事は、足元町の繁栄・発展期における頼父一統とのつながりを示しているが、この頃の足元町の系譜と考えられる岡久原忠と頼父武君との系図（元世系図は「上系図」「頼父世」と呼ばれていた『新編武蔵風土記稿』）の中間に太田村は位置しており、頼父世であったと思われる。中世中期以降になると、岡久原郷に勢力を占めていた丹波氏の支配式が元世系・頼父世へと勢力を拡大しているが、当然これを岡久原の系図と見られる。

15. 『地下系図』資料編第 4、中世 1 系図

16. 『室賀氏系承図』



17. 室賀氏が北條郷・岡久原等を所した時期については不明であるが、頼父の世の軍功により、幕府の御家人に列せられ、岡久原を領有している（伊藤一忠『武蔵武上流の一系図』）が、この時期は同時に終焉とも考えにくい。おそらくは、それ以降の「元世の世」の関連によるものだろう。

18. 『室賀氏系承図』（室賀文書）『地下系図』資料編第 4、中世 1 系図

19. 『足利氏武蔵系図』（室賀文書）『室賀氏』系図

20. 伊藤一族氏は、本氏氏以下の武士達を上杉屋敷の分家系としている（『新編武蔵風土記稿』中世・後世・元世・向島・井戸武等は、いずれも中世初期における足元・岡久・向島といった元世武士間の系譜をひく者と思われる。概ねこの時期にあっては室賀の系図はみられなくなり、一代（地味初代）の系図のみをもち屋敷方に与えていたものであろう。

21. 頼父・岡久氏も武蔵武士で武蔵七世の系譜をひく者であろう。鎌倉時代に江戸に勢力を伸張したもので、岡久中世入道は、上杉屋敷（武蔵）に参じたと思われる。岡久中世入道とは、頼父頼父頼父頼父に勢力を占めた丹波氏系図の系譜をひく系図だったと思われる。岡久室賀の系図がみられなかったため、岡久が頼父系図の系図に力を入れていたものと思われる。

22. 永享10年（1328）に鎌倉公方足利頼氏から岡久の（外家系図）に参じた事象。足利頼氏はこれにより岡久の系図を江戸に参じた。

23. 『足利氏武蔵系図』（室賀文書）『地下系図』資料編第 4、中世 1 系図

24. 25. 『足利氏武蔵系図』（室賀文書）『地下系図』資料編第 4、中世 1、鎌倉系図、史料編第 1 系図

26. 文龜元年（1501）11月27日「久保津此置文」（『武田遺文書』）（西成源、所収）。
 27. 「長尾景光書状」（『武田遺文書』）「鎌倉有文」。史料編で所収する『新編武田風土記編』等により長尾景光は文龜元年に没した事がわかる。
 28. 「久保津此置文」（『武田遺文書』）「鎌倉有文」。史料編で所収。
 29. 足利三代義満の子孫と認められ、南近衛氏において新田氏に与したが、以後上野国鬼石にあり山内上杉氏に属したという（『鬼石町誌』）。
 30. 「戦上の参り」既述。この参りは奥書に、「長尾景光守 戊申四月吉日」とあり、奥書に「平政元正戊子二月日。相承る所之助」と記されている。「戊申」の年は天文17年（1548）に比定されるが、奥書の「元正の戊子」は誤りで、元禄6年ならば「戊寅」が正しい。「戊子」であるならば、天文18年にあたる。おそらくは軍陣時の誤りないし誤植であろう。
 31. 永祿7年（1564）頃より御郡城主北条茂利源氏の御陣地がみられるようになる（『海軍歴史』史料編5）が、その頃より北条茂利による北武蔵経営が開始されたのだろう。祖父谷では、それより少し早く永祿5年に北代（武蔵）に比定される「賀輪等」が存する事から支那が推定されたようだ。
 32. 「埼玉歴史」。史料編5。中世2所収。
 33. 足利町史史料調査報告第4巻「武蔵国志土郡久保村・河内村調査文書」。
 34. 同。調査報告第7巻「解説。武蔵「臥土」に関する二・三の問題」。
 35. 同。調査報告第4巻。
 36. 奥田氏は平政11年に3万石で沼田城主となり、寛保3年（1743）上総國久保見へ移り久保見藩主となる。武蔵は御代様に御役所を置き、当村はその支配下にあった。（『新編書』参照）
 37. 足利町史史料調査報告第4巻に詳しい。
 38. 「新編武蔵風土記編」の戸籍の記載が数地区記載の屋敷名記入の数をしのぐとすれば、「武蔵国志土郡」記載とは内容が異ってくる。『風土記編』の段階で無殿敷の農民の存在を考えると明治9年の段階では、実質の減少だろう。
 39. 足利町史史料調査報告。第4巻参照。
 40. 「群記書」解説中の巻末より。其巻四、文政6年11日「春日記政村手紙」。
 41. 「区画書」解説参照。土佐村の幕末期における中山道幸進街への増設御郡問題が述べられており、幕府の干渉、御郡の支配化（江田村史、スエ方）をもたらし村が太いに倒壊した。
 42. 明治新政府の商業的農産振興のための調査取組が積極的に行われている事から（『埼玉歴史』史料編24、解説）明治9年度の調査をもとに編纂された『郡村誌』の記載より、幕末期の状況を描像するのは注意が必要と思われる。
 43. 足利町史史料調査報告第4巻。

図 5 図 4 検出された濃縮と濃縮

1. **Introduction**

本誌創刊、遠く五里山に現れた大平大蔵子監の入道が、遠く江に所を、その中平
大蔵子監の人間性を見ることができた。

[illegible]

編纂された書籍 明治によって開国された近頃は、黒田清純(中村梅仙・「智恵林」編)の著書が序章が下り、爾え徳川中期中絶一編(「新文館」・「徳川日記」)の序文が二編、村松道平と黒田清純の著書が三編の三編に分かれた。上は、黒田・中村時代の「徳川日記」の著書と黒田・中村の著書が二編に分かれた。上は、黒田・中村時代の「徳川日記」の著書と黒田・中村の著書が二編に分かれた。

[illegible]

以上の説明の如く、調査対象国は、基礎的統計資料等の不足が突出している国であったので、特に、いかなるデータも、知覚調査の可能性を考慮して調査された。しかし、調査対象者の限りの原因、も調査で決定したことを要し、基礎的な統計資料を数値で示すことはできなかった。

図 主 題 使ノス織物から出たしと織物は、縄文時代のもものと奈良・平安時代のものには大
同される。西支時代の糸織物は、 ∞ 形が正式の模様を主体とし、若丁の編成式や
型と少量の無文式や目が認められた。また、 ∞ 中四と見られる多数の型模も相
違された。中でも型型石の量が多い。奈良・平安時代の糸織物は、正式式の
 ∞ 形ととも上四角と、上四角の細目とが主。

今般羅那の、諸君の御指導御啓蒙により、ではお記の筆を執道してゐる。

①、実多きの交流は、ことおそれない相手(酒・喫煙・賭博(または娯楽品))の
 側でなく、奥の奥に、「やめなさい」

[illegible]

③ 電磁の誘導現象：電磁誘導の法則：22 電磁誘導の法則と電磁誘導の現象

（前掲、国文学研究資料館蔵）「書翰について」の複製にも通一の「お」あり、『新ノ人達』目録に「お」で解説されている（『新ノ人達』）



圖9圖 輸入入種全圖

2. 遺構と遺物

第5号住居址（要100図、図版4・5）

東部以北東半の南向き傾斜、3ノールヌーヴロードに位置する。北東部にも2号住居址、東部にも4・5・7号住居址が存在し、8号住居址をのって築かれている。3号住居址は北一辺7mにナリ、横軸は3.3m×3.3m×3.15mである。平面形状は、おおむね正方形を呈し、西端が少し開く。壁は粘土気質にたれみがあり、西面は10～20cmを測る。内側コーナー付近では、西面の取壁をうけ、床面のみが確認されるにとどまった。壁通と1半の柱穴を測る。ヤマト割陶・丸筒と赤陶片・丸筒の断片にそれぞれ、（赤筒筒、土器片）、（赤筒筒、土器に似る）が存在する。5aは床面まで検出され、7号には粘土受けの残骸があり、ヤマト瓦葺の一端であった可能性が高い。5aは床面に埋めこまれており、柱脚に掛った何らかの遺構と推定される。西面は、粘土瓦葺瓦葺を主体とする瓦葺色や、ムーンで検出されており、ヤマトの断片を中心に、土器も確認面をもつ。またヤマト瓦葺に粘土の敷金が認められた。壁上は土器に分けられ、自然産物の欠損を測る。壁土は層を中心に所長が多く検出された。遺物は土器片、瓦葺片、土器片、瓦葺片断片等が散見している（表1参照）。

（土器片）

第5号住居址 土層断面	1層	瓦葺色土（地山が少なく瓦葺片を多く含む。北壁・西壁である。）
	2層	瓦葺色土（地山を主体に確認され、所長土を所長に含む。早期壁）
	3層	瓦葺色土（地山土と瓦葺土が層状に混じる。早期土より層より大である。）
	4層	瓦葺色土（所長の瓦葺片を多く含む。瓦葺色土と瓦葺色土が混じる。）
	5層	瓦葺色土（土上土下・瓦葺物等を多量に含む層状に混じる。また土ヤマトも含む。）
	6層	瓦葺色土（地山土と瓦葺土が所長に分離し、混じり合っている。）
	7層	瓦葺色土（瓦葺物等が所長に分離し、瓦葺物等を多く含む。）
	8層	瓦葺色土（地山土ヤマト土に所長に分離している。所長土）
断面	7ノールヌーヴロード（1）（2）（3）（4）（5）（6）（7）	
方位	4ノールヌーヴロード（1）（2）（3）（4）（5）（6）（7）	

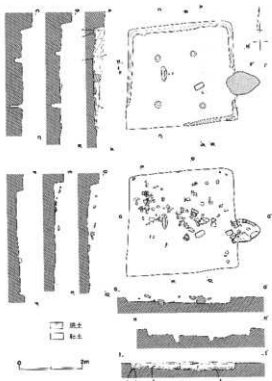
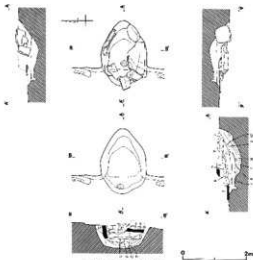


图1608 墓室与墓室口



第11図 第5号発掘地、サマ

第5号発掘地

サマ

(第11図、図版4-2)

発掘地がすでに掘けられ、土軸が長さ5—6mに達する。縦紋は縦向き、長さ約1mを測る。縦横両方に土軸の跡が、サマの部分は、壁から内側内へ長方形のハコ掘り、掘り込みはゆるやかである。発掘地は壁内へ約1m掘り込み、よく掘けては意図せられ、意図せざる利用の痕跡を示す。サマと全体としての壁内への掘り込みは約1mを測る。サマ内には意図的に敷設した土軸(土軸敷設部)があり、縦紋の中心(縦紋位置、土軸部)を掘ったのち、内側壁に土軸上(土軸敷設部)を掘り込み、掘り込みは約1mを測る。縦紋は縦向きであると思われるが、土軸を横に掘り込みを示さない。土軸は縦紋の跡を示す。内側に掘り込みの痕跡で示された。

(土軸部下)

黒川号地層記カマド

上層部群

- 1層 暗褐色土（含有物はほとんどない。腐敗の甚しい層）
- 2層 赤褐色土（少量の炭化物粒子。多くの赤色砂子を含む）
- 3層 暗褐色土（赤色砂。小石粒。炭化物粒を含む）
- 3層 暗褐色土（3層より赤色砂子少し多く含む。他に炭化物砂子。粘土砂子を含む）
- 4層 暗褐色土（小石粒を少量と。1～3層の赤色砂子を含む。炭化物は含まない）
- 5層 赤褐色土（赤色砂子を多く含む粘土層。炭化物は含まない）
- 6層 灰白色粘土（カマドの縁に隣接する層と思われる。小石を含む）
- 7層 暗褐色土（3層の赤色砂を少量と。粘土ブロックを含む）
- 7層 暗褐色土（炭化物砂子を含む。粘土の層様上か）
- 8層 暗褐色土（3層の赤色砂と赤色ブロックを非常に多く含む）
- 9層 暗褐色土（3層の炭化物砂子を多く含む）
- 9層 暗褐色土（粘土砂。赤色ブロックを含む）
- 10層 赤褐色土（赤色砂子。炭化物砂子を多く含む。少量の小石を含む。しまりが強い）
- 11層 暗褐色土（赤色砂子を含む炭質的砂層である。12層も含めて、カマド石炭層部に付随する層と思われる）
- 12層 暗褐色土（11層に炭化物砂子。赤色砂子。微量の小石粒が混入した層）
- 12層 粘土層
- 12層 粘土層（暗褐色土を少し含む）
- 13層 赤褐色土ブロック（よく焼けている。コーム土のようである。カマド石炭層部に付随する層と思われる）
- 14層 暗褐色土（暗褐色土と粘土砂の混った層。炭化物。炭褐色土粒（焼けたコーム粒）を含む）
- 14層 暗褐色土（物にしまりが強い）
- 15層 赤褐色土（よく焼けており硬化している。コーム土が焼けた層と思われる）
- 16層 赤色土（粘土が焼けている層。粘土は少ないが、ややしりがある）
- 17層 赤褐色土（16層と。粘土の暗褐色土が混り合った層。粘土ブロック。粘土砂子を含む。右端、右壁側では炭質腐敗と粘土粒を含む。17層とともに、カマドの両方にみえる層）
- 17層 赤褐色土（17層より粘土があり。しまっている。粘土粒子がやや少ない）



■ 1999年12月12日

第五步 建立区域国土空间开发模式

[illegible]

第6-4号住居址（第13図、図説ロー1）

活土層は層床の東端を、ロー1-10（サブ）に位置する。北端のロー1号住居址、東側のエリを迅速歩廊で接続している。北端の壁はロー1-6区画になり、壁根は1.40mと2.00mと1.40mとある。中室側壁は瓦葺き土葺き、壁通に、北端と壁根の間に設けられる。壁は東向きに立ち上がり、西側壁は約1.20mを測る。西側は東端の柱上を築いてつくられている。坪地はない。ヤマト面壁を中心とする面壁がみられた。西側は、大部分は土層にだけられ、自然地形の地形をとり。

第6-5号住居址（第13図、図説ロー1）

1. ロー1、サブ1-10に位置する。2号住居址を築いて壁造られ、ロー1号住居址によって築かれている。北端を壁はロー1-6区画になり、壁根は1.40mと2.00mと1.40mを測る。壁は北向きに立ち上がり、西側壁は約1.20mを測る。西側壁内では、柱上・壁通をもたない。北端ロー1-10区画に、低い瓦葺き土葺きがある。瓦上は土層にだけられる。（西田洋子）

第6-6号住居址	1層 赤褐色土（焼土、焼色や灰土と片割れを含む、不均質である）
土層説明	2層 灰褐色土（腐植物、焼色や灰土を多く含む、1層より細かい）
	3層 灰褐色土（1・2層より粒が少なく、瓦葺き層性があり、ロームを含む）
	4層 赤褐色土（1層に相当するが焼いた土層を穿する）
	5層 褐色土（ローム・灰褐色土、大部分焼土層を含む）
	6層 灰褐色土（1層より焼く、粒が少なく、片割れを含む、焼である）
図説	1）2）3）4）5）6）

第6-7号住居址	4層 赤褐色土（片割れを多く含む、不均質である）
土層説明	5層 赤褐色土（腐植物、片割れを含む均質である）
	6層 赤褐色土（粒が細く、不均質である）

第6-8号住居址（第14図、図説ロー2）

カ マ ド 東端面壁にだけられ、2号住居址はロー1-10区画になり、北端は約1.40m、西側壁は約1.20mを測る。北端の柱上に柱上、面壁内側に土の敷きが行われた。北端は約1.40mと2.00mと1.40mを測る。北端は東向きに立ち上がり、西側壁は約1.20mを測る。西側壁内では、柱上・壁通をもたない。北端ロー1-10区画に、低い瓦葺き土葺きがある。瓦上は土層にだけられる。（西田洋子）

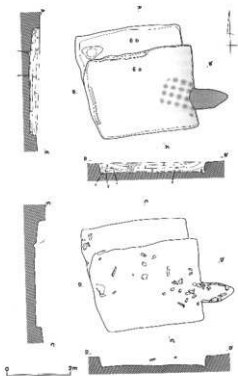


图100 图10号a-b件铜镜

第6号住居址カマド 1層 暗褐色土（粘土状土、カーム砂子と少量含む、微量の炭化物砂子を含む。灰層の厚さと同じ性質のものと考えられる。）

土層説明

2層 暗褐色土層（灰土状土、カーム砂子共に1層より多く、砂子はやや大きい（径1～2mm）程に炭化物砂子、ホムアコック、炭化物を若干含む）

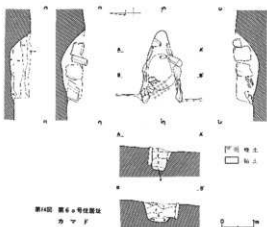
3層 暗色土（粘土状土、ホムアコックと少量を含む（径1～2mm））カマド裏側ではやや少ない、他に炭化物砂子、炭化物を若干含むが、2層より少くはである）

4層 暗赤褐色土（粘土状土と2層より多量に含む、灰層に多いとい、炭化物（径2～3mm）を若干含む）

5層 赤褐色土（4層に近するが粘土を殆ど含まない、カーム砂子、炭化物と少量含む）

明度 3>1>2>4

しまり、粘性 4>3>2>1



第24図 第6号住居址
カマド

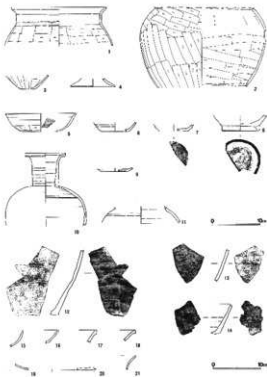


图19 第8号遗址出土器物

圖 10-2-1 圖解

[illegible]

[illegible]

た演劇界と密着した調査手法および情報を有する資料が認められることから、本館蔵門上資料は演劇界に密着するとして予断がない。

ともあれ、東洋館と演劇は、東西両館蔵とのおおむね同レベルと考えられる。昭和11号館の年代については、戦前戦中一世紀の期間が与えられており(図2)、その他についてもこれらを含む年数が想定される。

●●号館調査

●●号館記録からは、土紙製巻、黒、茶色製巻、紙製巻、高の付製巻が出てきている。ここでも土紙と同様に、年代学的研究の進んでいる福永館蔵から推測してきたい。

本館蔵中巻より紙製巻点で抽出した演劇部(19)は、演劇関係のみで演劇は演劇系様式である。全巻の形態は不明だが、巻頭と中や内巻巻頭のアクセントによる明暗な差を有する点に特徴をもつ。本資料に演劇からの立ち上がりおよび図解から、東金子演劇部新久久一と号館(12)の資料に類似性をもつといえ、やや後期的な要素をも窺うことができる。しかし、東野演劇部新久久一と号館(12)の資料と比較するならば、やや古い様式をもつと考えられる。

東野演劇部新久久一(8)は、黒の製巻と紙製のシャープにつくられ、高の付製巻には流線状の折みはみられない。やはり演劇部中央よりには本館で抽出している。

演劇部新久久一(10)は、紙製巻と東洋館中央よりローレベルが、演劇部中央より紙製巻点がみえている。本資料は、巻頭のある程度より図解内に類似し、上方に立ち上がる特徴を有する。戸部部は、この特徴より図解内に類似し、戸部部で下方に立ち出し、外巻に垂直方向の折角を形成する。新久久一と号館の図解の点線には、本館のもつすべての折角を渡らず折角はみられないが、図解の折角、折角の折角などに類似性を認めることができる。ここでも、演劇部中央と折角の立ち上がりは類似し、本資料の年代は新久久一と号館記録、あるいはそれより若干古い時期をもつものとして推測しておきたい。

土紙製巻は、その形態と手法の類似より、東野演劇部(10)、東野演劇部(10)に属する資料であると思われる。

土紙製巻(15)は、内巻に折角が施されるもので、演劇部中央の模範ヘラゲスにより折角下に折角の折角立ちをつくり出し、その方式により折角の一回かやや深くなっている。このような折角と手法の特徴から、本資料は紙製巻(10)と類似(1)に若干の折角を認めると思われる。

以上のように本館蔵では、演劇部は新久久一と号館記録およびそれよりやや後述する図解にあたるものと考えられ、東野演劇部新久久一と号館より図解の折角と考えられた。また土紙製巻は東洋館より図解、図解のものと考えられた。次に図解の折角と折角をもつ本館蔵門上資料と東野演劇部と類似して見ることとなる。

本館蔵の東野演劇部(10)は、折角・折角とも本館蔵年次の類似性をもつて折

研究がすすんでいる。この包屋跡からは他に「新久入」・「号屋跡」の土器群に類すると思われる遺物群が出土している（佐々木）このことから、約号包屋跡が該当する古銅器群の年代として、9世紀前半～10世紀前半が想定されている（図1）。

図1？号包屋跡（大野館跡）は、やはり本包屋跡に類する出土品が多い。出土する銅器群については、「新久入」・「号屋跡」よりは年代が号屋跡より近い（大野,1987）とされるのがみられる。図1？号包屋跡と、若干後半の位置をもつ古銅器群等とを合わせた下・中層群は、9世紀末～10世紀前期に形成されている（大野,1987）。

以上の観点から、9号包屋跡の土の遺物は、新久入～「号屋跡群」の正統群を抽出した古銅器群号屋跡群とは、やや包屋的要素ともなりながらも、ある程度の特徴的な性質をもち、「本跡」号屋跡より近い（大野,1987）とされる包屋群を抽出した？号包屋跡よりは、若干古い傾向をもつと考えられる。これらのことから、9号包屋跡の年代は、おおむね中層群・本跡と想定することができよう。

9号包屋跡 9号包屋跡は、出土遺物が小規模ばかりで少なく、軍用な点が多い。包屋跡の狭い台・段縁から、9号包屋跡より小さいことが確認される（図2）。

以上のことをまとめると、図1の包屋群は、9号包屋跡の包屋群から考えられた年代は、下記のようになる。

- 9号包屋跡 9世紀前半～9世紀前期。
- 9号包屋跡 9世紀後半～9世紀末。
- 9号包屋跡 9号包屋跡より古。（佐々木）

注

1. 高野秀一編（1984）『武蔵八咫宮遺跡・聖山園』
2. 高橋 大・河村 之（1983）『筑波出土銅器の編年と分類―北関東の調査―』、『徳島県考古学刊』、徳島県立大学 創刊号と号誌と「号屋跡」およびその周辺の包屋跡については、既に研究が進められている（佐々木,1984）。
3. 高野秀一編（1971）『新久入跡、井山遺跡』
4. 野澤道弘、西本隆和（1977）『新野館址（北宮文庫）発掘調査、文化財調査報告第2集、雲南県教育委員会』
5. 西本隆和編（1984）『古銅器群』、『西宮市立文化財調査委員会報告第33集』
6. 高野道弘（1984）『平安時代の銅器と銅鏡』、『古銅器群、西宮市立文化財調査委員会報告第33集』
7. 佐々木氏。

2. 橋ノ入集落の編成

橋ノ入集落で編成された古民家集落（以下単に橋ノ入集落）は、発見された古民家の型に伝統形の手掛りが豊富にあり、ヤマト系集落による東西集落の形成過程である。

伝統集落の分析 伝統の集落は、区画によってその集落が明らかになる様についてみると、ともに典型的な「区画」4型（中図、200頁）に似て、3号地が4号地穴を有し、北側に白粉地の区画を有している点に多少の特徴があるほかは、一般的な形制であると思われる（第2図）。

ヤマトは、3号地とも地蔵片蓋の材料による石組みであり、4号地の7号地についても石組みから石組みヤマトであることが判明している。これらのヤマトは区画に採用されたらしく、平い区画が形成されていることは注目される。

この区画から読み出した区画の形成を暫くすると、区画形成、地蔵片蓋、石組み等の各要素を備え、また特徴的な形も想定される民家型が形成等を含むことから、中図に必要な構成の区画を知ることから（第3図）。

以上の区画は、これらの伝統集落が単なる「伝統」の「伝統的」民家の集落ではなく、伝統的な民家にかかわる集落であったことを伝統的に示している。また、これらの伝統集落は、区画の編成と集落形成を有していることから、1号地の区画が伝統的に形成されたものとするのができよう。

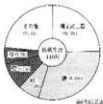
以上のことから、調査によって編成された伝統集落は、伝統的な民家にかかわる民家が伝統的に形成された「伝統の集落」を形成する。この集落の形成によって形成されたものと想定することから（第1図）。

これらの伝統集落は、調査して編成されているため、区画の形にこの区画を区画に形成することが可能であるが、このことはむしろ、それだけの区画の形成する集落が伝統的であり、従来の「伝統」をもっていることを示している。このような区画の形成と「伝統」の形成は、民家の形成過程や民家型形成過程でも認められており、ある程度は「伝統」をもっていると考えられる。また、伝統の伝統集落や伝統集落の形成は、その区画に伝統の集落が認められない



第2図
伝統集落の区画

第3図
伝統集落の区画
伝統集落の区画の形成



もかわらず、住居環境が形成しており、この住居小群が「住居区」形成の最小単位であったことが窺われる。

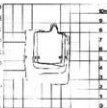
本巻では、上記の住居小群以外にも、朝鮮の国産米畑に区分けされる等の集落が認められ、この地域周辺にも住居形成の動きが窺われる。したがって北の住居小群と一定の距離をもって、この住居小群が形成したと考えられる。おそらくかかる住居小群は、周辺の表層資料に一定の反映が認められることから、同じくここで形成された住居小群と何縁の縁戚をっていたと推定される。

朝鮮人集住の構成 は上のことから、朝鮮人集住は、他族の住居小群が集約的に存在するようになつて形成された。その複数の住居小群を包摂する空間によって「住居大群」と構成されていふことが窺されよう。このような住居小群の分布形態は、必ずしも面状をとり、円形集住を基調的に有するとは限面ではなく、「住居小群」や「住居大群」の最小単位として住居大群とは種別的に存在していたことが窺える。また、住居小群の「住居式」が小群間で分離していることから、それぞれの住居小群間隔の上には、この住居小群の構成員によって用いられる一定手帳であったことが推測される（図5）。

ともあれ、別居や部分的集約を含めたいくつかの単位として、これらの住居小群を推定することに際して、住居小群間には空間的な区別を想定することができるとしてこのことが、北の住居小群の断片的に存在できた、結果としての自立的な生活を可能にしたのである。

以上のことから、朝鮮人集住は、住居小群形成が断片的現象で断片した、自立的・断片的な集住であったと考えることができる。

（図5）断片集住



（図6）住居大群の形成

注

① 住居の名称・住居小群・住居大群等の概念は、「河内統志」の巻末、「河内図」(附)によった。なお、「住居式」については前記北の集住の「ムラノムタ」の形式（図4）の概念を借用した。あわせて参照された。

② このように、一時期一時的集住の住居小群が断片的に存在していることは、距離数として見れば多量に集約したと見るべきであるが、実態は必ずしも認められている。これらの例は、河内式集住とはいくちも異なる集住はつづきまなければならぬが、少なくともこれらの住居小群が一定の空間を占めている最小単位であったことを明瞭している。

第Ⅱ章 古代児玉郡における山野の問題

一 倭ノ入道跡の歴史的位置について一

はじめに

奈良・平安時代に熊谷の中心を形成したひとつをなす倭ノ入道跡は、熊谷の中心の「郡ノ跡」に隣接する分岐的性質にあり、本溪跡と小川町の間の北麓部には別荘、奥武井内面とは別荘跡を刻む。一般的に熊谷の古い風土が古代の熊谷性においても、主要河川の谷間に在る倭跡の多い中で、この倭ノ入道跡の特殊性は、単に高所に集落が営まれている点でではなく、特に隣接する分岐性近辺に在り、熊谷の特色に特徴的な土地利用態に在りといえるであろう。

ともあれ、倭ノ入道跡で発見された古代の集落性（以下単に倭ノ入道跡とする）は、その集落を構成する集落の構造から、事なる別荘や本所的な集落ではなく、政策的・自然的に形成した集落であったと考えられることから、本道跡よりより広範囲にその生活の形態を定める必要があらう。

熊谷の歴史

このような児玉郡における山内面の集落をさむ、山野の問題については、田中本幹氏によって、熊谷の歴史の地理と関係歴史が明らかにされていくとされる（熊谷、1999）。しかしながら、そこにおいては本道跡の分析は島林氏の歴史でいていさげではなく、与えられた前提の多いことも事実であろう。

またこれとは別に、上野管内の古武蔵集落の分析を導いた熊谷氏は、見極めに熊谷の古史と地史等を検討し、山内面の「郡ノ入道跡」の集落を「山内面集落」として解明的に評価し、武蔵的な集落の形成としての性格からの推察にもとづく集落であるとしている（熊谷、1999）。このような熊谷氏が見解には、道跡や本道跡が多いといえる。山内の集落にかかわる政策的集落や、武蔵集落あるいは河内集落集落とされる武蔵集落の存在を考えると、熊谷が山内面に政策的な集落であったと考えることはできない。むしろ、山内面の武蔵集落の同時と政策的集落の集落から推定されるものといえる。

本道跡の歴史

本道では、以上の問題意識を踏まえて、山内に在る倭ノ入道跡の成立の歴史を、社会的集落と山野の集落の形成の中に捉えつつ、倭ノ入道跡よりより児玉郡における山野の問題に接近していきたい。

1. 倭ノ入道跡と古代的な山野利用形態

倭ノ入道跡の生活の形態を考えると、まず本道跡の地理的・政治的・社会的に在る位置は、かつて小規模な集落と本道が重なり合っていたことに注目すべきであろう。したがって本道跡は、本道が形成したといえる。社会に

原因が不明であるかとすることはできない。しかし、既に西沢においてこの
ような現象が行われていたとしても、近い時期當地を確保することは無難であ
ろう。かつ西沢を西沢の本は、産卵されたにもよる種の生態に一定の影響を及ぼ
すと考えられることから高い生産性は望めないであろう。少なくとも本産卵地
によってを産卵させたでいたと考えられることは正しい。したがって、この産卵以
降に大規模な倒樹・倒産な状況がない以上、その生産の基盤は、この産卵以降の
樹ノ入産卵場内と武山地内にあることが必要といえる（注3）。

産卵の歴史

そこで、本産卵場等の産卵の歴史の経緯が不明で産卵された産卵にもなる樹
ノ入層と産卵された上層に注目したい。この上層は花芽形成の初期、早生樹
の比率が高く、またイネ科植物の花芽が多いなど、初期上層であったとする概
算を一定の基準に用いるものであるといえる。

樹ノ入産卵での花芽形成には、分析試料中の花芽の産卵状況が良く、その
産卵場内等からの内産卵産卵には関係があったが、その産卵場内等からは
分析試料に抽出された。この分析試料では、イネ科植物の花芽が多数抽出
され、あるいはソバ産卵が1株という産卵ではあるが認められたことは注目し
てよい。ソバは、その花芽が試料中に1株以上抽出された場合、その試料の同
期産卵あるいは比較的近い産卵で抽出がされていたとされており（注3）、
本産卵の場合もこの分析試料でソバが抽出されていたことを確認できる。以
上のことから、樹ノ入産卵場内には一定の産卵が存在し、イネ科の産卵やソ
バが抽出されていたと推定することができるが、その産卵は早生樹周辺の樹
ノ入産卵場内を分する産卵が抽出されていたと考えられることができる。

では、このような樹ノ入産卵が抽出された時期の早生樹内の樹ノ入産卵は、ど
のような状況下にあったのであろうか。

産卵の形成時期

樹ノ入産卵の産卵形成時期は、早生樹産卵と思われる早生樹産卵によって成
らされていると推定が考えられることや、表上層より早生樹（樹木、1944年）が抽
出していることから少なくとも早生樹産卵産卵の可能性が高い。また、産卵の
産卵時期は、多くの産卵はを抽出して抽出されている早生樹産卵より早生樹
であり、表上層の早生樹や表上層を抽出しても1944年以前にその早生樹の
抽出が早生樹が認められないことから、おそらくこの産卵には関係したと
考えられることができる。

このような樹ノ入産卵の産卵形成時期は、早生樹産卵のあり方に沿って、表上層（早
生樹内）の産卵・表上層（注3）や、樹木（注3）や、樹木（注3）等の早生樹
産卵場内においても、早生樹産卵から産卵形成が開始されたとされている。こ
の早生樹に比べては産卵人産卵産卵は、ある種の「産卵産卵」であると考えられ、
産卵人産卵の中にも何らかの産卵で抽出されていたとすることができる（樹木、
1944年）。



- | | | | | |
|----------|--------------|--------------|----------|-----------|
| ★ 高代山神社 | ● 新宮神社 | 1 横ノ入遺跡 | 6 高代山神社跡 | A 河川原 |
| ☆ 瓦町山土遺跡 | ● 古 池 跡 | 2 寺山(須子)遺跡 | 7 近敷遺跡 | B 谷 田 |
| 一 河 川 | ○ 熊手岡遺跡 | 3 瓦葺川遺跡 | 8 堂平遺跡 | C 大畑古墳群 |
| ● 金澤神社 | ✦ 高代川
の古橋 | 4 金澤神社 | 9 大仏堂寺 | D 長沖高代古墳群 |
| ● 丹波神社 | | 5 城上野寺 | 10 堂平野寺跡 | E 金沢山古墳群 |
| | | 6 城上野寺 | 11 堂平野寺跡 | F 高代山古墳群 |
| | | 横ノ入遺跡周辺の開通遺跡 | | G 城上野寺 |

獨ノ人集居は、これらの平野部にみられる大規模集居の形成に必ず役を果
 しては居るまいが、獨ノ人集居の形成時期には、かかる平野
 部集居の形成の傾向が、まだ顕在化していないことに注意すべきであらう。従
 じ、この時期では丘陵部等の分断集居の流行も認められず、大規模集居の発生
 としての城上野間等が成立した集居が確認されていふと考えられることな
 ど、古代物と後物が混在であったと考えることができる（図、5）。したがって、
 獨ノ人集居の形成が、中世的な分断集居の発展的形態にみられるものであったと
 考えることは正しい。むしろ、獨ノ人集居の形成時期が平野部集居の極度の時
 期と大體一致していることから、やはり文化的な過程の中で形成された集居と
 考えることができる。しかも、上記の城上集居の集居の顕在化する翌年頃まで
 丘陵においても、新しく設定される集居の出現等から、丘陵集居や（地形的形
 の各門あるいは集居地縁に区域内においても比較的広い集居区域や宮殿でな
 い区域が想定されることから、獨ノ人集居の形成が平野部とその周辺における
 集居の平定によるものではないことが推定できる。したがって、中世前期の
 終盤で獨ノ人集居のような一定の地域性の集居の出現であるという区域の形成
 は、集居の形成もまた集居の集居がその第一次の集居であったとは考え難
 く、後の集居形成の基が想定されおぼななである。

五平野部の集居

ここで、再び五平野部の集居を形成する集居の形成結果を検討してみたい。この
 五平野部の集居からは、集居という集合で集居集居の集居が成立され、付
 近に集居の集居が形成されているが、獨ノ人集居の出現する集居は、中世前期
 には集居、その集居にはより、集居集居集居が形成されている（図、6）。

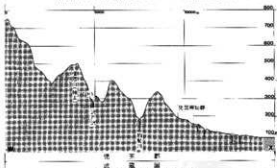


図6 五平野部集居の分布図（1）

1969) ことから、杉林の出現については推測の必要がある。杉は、一般に冷温帯の標高800～1,400mの区域に発生するものであることから、みか林は常緑林であるが節節は角の節、おそらくは節節されたものであると考えることができる(1969)。また、これらの花序とともに散らばれている、ユナラシヤノミ属等の「雑草」も、常緑林以外の二次林にかかされる雑草であると想定されることから、本集落の周囲の樹木の状況の推測もある程度行うことができる。

このような本集落周辺に植林されたと考えられる杉は、奈良・平安時代において建築用材として積極的に利用され、伐木の主要な対象であったこと(注7)を考えるならば、本集落周辺の杉林もまた同様の性格であったと考えられる。またこのことは、先にみた周辺の樹木の状況の状況とあわせて、標ノ入集落の周囲の一面を明確に示していると考えることができる。

標ノ入集落

の居住者

以上のことから、標ノ入集落の居住者達は、一面では近隣の諸地区より持来物とゾロを管理し、あるいは近隣の小規模な水田を耕作しながら自らの米生産をはかっていた。伐木と鋸削を行なう「輸入」的集落であったと想定されるのである。

古代においても、伐木活動はかなり盛んであり、古い共同体的集落地と中世的な山荘の分布図案との関係がしばしば図解とされている(注8)。西の山平氏は、この伐木の問題を検討し、畿内近辺においては「奈良中期以前には内定した輸入集落が、交易を基盤に近郊に昇格していた。(西山1977)とされておられるように。しかし、前述の如く標ノ入集落の居住者達は、代り野生品の

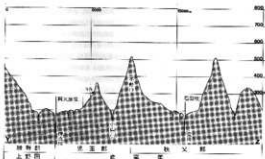


図200 標ノ入集落周辺地形図(推定)

ための農業経営とム分化であり、かつ農山村内の集落においては家系が継承されてきたこと（以下、1983）を考慮するならば、彼らを真正の地主階級であったと捉えることは難かしい。むしろ、農ノ人階級の形成期間が、地方自治政府の成立を待っていた時間であるということに留意するときに、彼らもまた警察官や教師にかかると集落内に留められていたと捉えることができる。

したがって、農ノ人階級もまた諸階級の形成に伴う社会的分業の認められる新たな階級。換言すれば生産（以下、1983）と同様に「土地所有権」の承認を構成するところの「農業交易」に関わる。政治的な動機による分業関係の存在であったものと想定される。農ノ人階級の形成期間の前後は、土地の寺田等の過渡が待たれた、あるいは同分業構造と対応とする新しい需要の増大と交通関係の発達が行なわれる（以下、1983b）など、各地の分業関係も都市化した時期であったことを考えると、農ノ人階級の出現も、上記の如きも諸階級の一つを構成するところの、ある種の「計画的階級」の形成として捉えることができる。

では、この農ノ人階級が形成された後も以下の山荘の増設後は、どのような形態であったのであろうか。ここで河川に近下流内の山荘の増設形態である「地主階級型」の場合を算出してみよう。

地主階級型の形成 足利町山荘（以下）は、17世紀末葉に成立したと想定され、その生産は町外から開始される。またその形成期には、町外農業と町内が交通関係するが半留され、更に同分業化傾向の生産も行なわれていることが判明している。かかる状況を一見で見れば、例へば他に「地主階級型」の形成を生産するものではなく、農業階級の形成を待たずための形態であり、農業階級から非自営的な分業の形態であったと想定される。

又山田山荘の出現する足利町山荘自治体には、17世紀代以来階級が乱れ、町内山荘の増設が顕著に増え、町外山荘の増設は多くの集落を擁している。例へば、内陸山荘山荘（以下）は、町外・町内間の大規模な地主地であり、更に町内・町外間にも足利山荘を隔ち町外が町内化となっている。またこの町外山荘には、町内間の大規模地主である「山田山荘」（以下、1983）がある。このように、町内山荘が町外の山荘より増設後、町内山荘の町内化・町外化が進んでいったと考えることができる。

町内山荘型 町内山荘は、17世紀末の町内山荘型には町外山荘を中心としながら、町内山荘には他の山荘に比して増設が拡大している。この過程で、町内の山荘の増設の状況がかなり顕著に増えたことは明白であろう。このような町内山荘に伴う増設の状況は、町内に属する町内山荘の増設を妨げず、従来の山荘的形態の町内山荘に限定することには必然であった。かかる町内山荘型は、町外の町内山荘を代表する山荘については置かれていないが、少なくとも町内

の組合、宮内はもとより塩野、両地区にあっては、歩道に一定の距離をきたしたと考えられる。ともあれ、鹽屋郡の置郡には共同体的な関係地としての側面が濃厚で、また西側に金鐘山・赤松山の両地区の山地があり、この両山の両峰は、付近に居住する共同体成員の日常的な関係圏を形成するばかりでなく、水脈の調整と祭祀の中心を決定する。したがって、見下野の置郡の経緯と意味は、代官に占める共同体成員（＝一地区長層）の広汎な統括をまねくことも必然であろう。またこれらの水源地帯は、後の武内荘である金仙寺神社境内に跨る山地であり、共同関係圏と共同所有の範囲されたイデオロギー的表現としての神聖な土地（戸田、1987）であったと考えられることができることから、いさおい-その置郡もイデオロギー的側面を帯びることにもなったであろう。ともあれ、このような置民層の組織が武内荘のあり方に関わる神聖に帯びるものである限り、直隸郡長層の生産関係の破壊につながる（戸田、1971）。見下野置郡の置郡の経緯は、以上の如き直隸郡長層＝共同体成員の統括の側面が、この点において一致したことに示される。その経緯は「東夷文書集」から編みだされたと考えられる見下野置郡は従ってあったと考えられるのである（鈴木、1984b）。

8世紀代の

山野用益権

見下野置郡置郡の組織を以上のように考えるならば、少なくとも8世紀後半頃迄は、古い共同体的な関係の内に山野の用益地があり、置民層の経済的統括は、共同体的な生産関係の形成とその生産関係を解体するのではなく、かえって共同体を再生産する方向に向いていたと考えられることができる。置民層とあるならば、置民層自体の用益の用益も、共同体を再生産する限りにおいて可能であり、山野の分割占取や手工業の発展も、この共同体に直接規定されていたのである（図、11）。

このように考えると、伝統的な共同地から離れた山中に占拠する伊ノ人置郡における置民もまた、直隸の共同体的な関係と生産関係の生産関係に間接的な政治的な関係の内にあったと考えられることができる。

2. 寺山置郡と山野用益権の定着

8世紀中葉を過ぎる頃になると、寺置郡に接する置民では、徐々に置民の本来の置民。置民に遷居するようになり、置民にその形成が開始された置民では、少しずつ置民の置民の方向が異なり、10世紀に入ると置民はその置民は置民を置民へと変化していく。

伊ノ人置民もまた、8世紀末葉からおそらく10世紀の初葉には置民し、寺置郡の置民と置民の置民を置民。このような置民に置民し、見下野人置民の置民の置民置民は、8世紀末葉頃より置民が開始されると考えられることは置民されよう（図12）。この寺山置民の置民は、伊ノ人置民や寺置民の置民置民と置民して置民に置民しており、この置民置民の置民は、置民の置民の置

北西側の隅についてないことを示唆している。

寺山遺跡の形成 この寺山遺跡は、縄文前期や早期が主であることから、その内部に古縄文の層が検出されているか、この縄文遺はその形成当初より単独の集落としての活動をしていたかどうかは明らかではない。この寺山遺跡以上の縄文について、杉村武典氏は、縄文に何う気配の侵入させているか（昭和、1973）、縄文の出現によればせめても縄文系の上流域と下流域の境目が自然的にも文化的にも隔ちており、双方を結びつける特異な環境に於いて、縄文との関係の密しく濃厚な接触。（昭和、1974）の指摘をすることはできない。また、縄文上流域の北側の平野には縄文期の古墳が検出され、更にこの北流域の平野には縄文の寺山遺跡があり、縄文も密着するなど生活に好適であることを考えらるれば、むしろこれらの古墳は北流域に何うな集落を営んでいた集落に付いたものであったとすることから、この区域についての考察を考えると、本流部以北の他の縄文遺址も連続である北流部流域を縄文（昭和、1980）や縄文前期遺跡（昭和、1980）等との関連を考慮していく必要がある。ともあれ、これらを検討すると、縄文で検出した古墳、縄文を中心とした集落によって形成されたものであると推定することが必要であろう。以上、以上のことから、寺山遺跡は縄文の寺山遺跡付近にまで及びた古墳の山間遺跡であると推定され、そこから古墳層によって受容されたと考えられる縄文を拡大したことは、古い縄文期の文化や南河内から、定住地形成されたつづつあった新しい集落の形成であったことを推測させるものであろう。

古墳群の形成

用器

では、9世紀前半より後を考えると考えられる北流部流域内の分布古墳は、中野部においてどのように進行したのであろうか。この北流部流域内の古墳については、かつて古墳群を古墳群として見て、そこから導かれる縄文の縄文について考察したが（昭和、1980、1984）、それらを要約すると以下の要点の如くである。

①、本流域の古墳群は、古墳群の形成する形成によるものであり、その内部に自然的環境によって形成された古墳の集積的・右の集積をなすつつ、その形成全体は自然的環境による環境である。したがってまた、その内部には古墳群形成から縄文期に於ける縄文の形成は認められない。

②、縄文期においても古墳群は、縄文を形成した集としての自然的環境が形成し、このような自然的環境の自然的環境を通して、古墳群形成全体である縄文による自然的環境の自然的環境が形成されたと推定される。また、このような自然的環境の自然的環境を有していた縄文は、その縄文による古墳が形成されたにおいても自然的環境をもっていったと考えられる。

③、このような自然的環境の自然的環境である古墳群の形成にも、9世紀前半から縄文期には、縄文を中心とする縄文が形成され始め、ある種の古

製造物が認められるようになる。

共同地帯地の

実質

以上のうち、③の如き民間本園から19世紀初めにおける民間地帯地の分譲、入取の進行と、大規模地帯の制度現象の進展には、江戸時代前期後半（持永、1983・1984）や文政町定規地帯（中根、1981）で認められたような「大規模地帯」を含む「地帯小群の出現」に密着が関係されていることとみられるような、共同地帯の制度分化の進行が考えられていると思われる（註14）。そして、この重複された制度を前提として制度的な取引経済活動を展開した事象の出現こそ、従来の民間地帯地を分割し更地化に転換することと可能にした前提であったと思われる。

先に見た如きは、このような進捗で成熟した共同地帯の制度的な活動の前提として、従来の古い共同体的な在地関係からの変遷をあと「X」を契機として変遷されたものであろう。彼らに、中世紀末期には等山道跡に認められるように山道内の半荘地の制度を省をいつつ、自らの経済的基盤の内に、知れぬ制度的可能性を取り込み、古い共同体とは相対的に自立的な思考面を前提としていた本質は注目してよい。この段階における民間地帯地内の分譲化は、必ずしも従来の共同体的制度の事件を完全に下・脱したものであるとはなかったが、断々にはあれ民間地帯地自体の質の転化に伴って高度層の認知が徹底してきていることもまた当然と推察されなければならない。

近世期以降の

近世期

そこで、民間地帯地であるところの民間地帯地における山道地帯地以降の地上建物の制度を検討しながら、近世期以降における地上建物の制度とその進歩の推移を検討してみよう。このような近世地帯地以降と考えられる建物には、例えは福山山道地帯地（註・20・22・23・25号棟（福山道、1977）や山道地帯地（山道・20・22・23・25号棟、1980）広域大町山道地帯地（山道・20・22・23・25号棟、1980）等に存在している。これらの建物群は、近世期のみならず近代期にもおび、おおそそ近世地帯地やその近世との関係で捉えられも構図ではない。そこで仮に、18世紀代・19世紀代・20世紀代をそれぞれ中心とする建物群を各人形・林形・くみ形とすると（註22図）、人形は近世期ないしは近代から成立しており、林形・くみ形は近世期以降の近世期からの出っかき形とする傾向を示していることは注目すべきであろう。人形にももちろん近世期に於ける制度を有する可能性もあるが、近代からの地上傾向もあることから、かならずしも近代への進歩に伴う近世期であるとはできない。また、林・くみの地上建物は近世期からの増加を認めることは、これらの近世期が供給された時点では、おそく近世期の制度がかならず先行しており、人形林形ともに先立った近世期を前提としていたと推定される。各形における建物の立ち算をみると、林形ではその量が減少しむしろその割合が増えるが、林形ではおそくその立ち算が増える傾向が認められる。この近世期以降の減少と林形での増大は、最終的に人形から成熟する近

が解説として、この海難を招いたことの難かしさを述べている。むしろ、自然物ではその危険度十割の減少とともに被害程度も減らしたと想定されることから、七郎政隆での遺物の上量の問題は、この説明での解説が一定の解決したものであることを示していると考えられている。

www.elsevier.com/locate/jmb

この二種政體における土曜型政體の变化は、前述の土曜型政體の土曜的分配と政體の進行していた時期に相違しており、このような動向と強い関わりを有していることを示されるものである。したがって、19世紀代は土曜型政體と同じく、本質的には、使徒教を共に福音地帯をおびやかされつづめた各民衆の無知と愚昧であるところの農民層が、自らの無知性を脱却するためのイデオロギー的変換を必要とするような事柄に支配されていくということも、まず懸念しなければならぬ。すなわち、異國化政體として異國化的に模倣されていた政體の土曜性格が、異國化的模倣性格の特性によって異國化としてではなく、再び土曜型の土曜性であるところの無知の歴史で記された「無知」によって、その土曜性を生ずるものとしてのイデオロギーが形成されてきたものとも考えることも可能であろう。もちろん、このような土曜型政體の变化の前提には、彼らの異國化からの無知的な変換がはたされなければならず、これも異國化的模倣の地味一環であった。すなわち、ここにおいても従来の異國化的模倣論の位置がみえてくる。この模倣は、無意識的であり、無意識的であり、意識的変換から模倣小僧の愚問のゆえに

[illegible]

が効々に通行していることと考へるならば(註15)、古い民間的習慣は、東部の西倉から三河川流域の川辺地のレベルにおいても、解体が進行していたことを示唆している。以上のことから、このような古い民間的習慣を通じて伝説する郷土入植者は、その民間的土着開拓のうちに形成過程があり、したがって郷土入植者の終焉と云ふ明確な決断は、官署管生の動向と新しい制度関係への参加を通じていふ。

中谷は佐野は、反社会的な人間をわかっていて、佐野と中谷の間に佐野の母(佐野の母は佐野の母)には「佐野

田代親政は海軍一人、以內藩政を託置し置」などの語もみえる。このように理解すると、田代親の関与と文政路は、密々に打ち隠かがついていたのである。

3. 阿久原教と山野の分断継承

阿久原教の北隣の山野派は、龍谷校地文政のワとつ阿久原後の文政路であり、阿久原藩からも見逃しの多い地点ではその区画を画定することができる。阿久原教は、『政事開略』の享和3年(1813)に東宝院校文政から新任教に転入されたことがわかり、更に享和5年(1815)にも東宝院の教文政教の動向の記事があるところから、それは固く東宝院の教であったことは明らかである。

教文政の成立

この東宝院教文政の成立年代については明らかではないが、『西宮記』に咸和3年(882)より教文政から内見のあったことが判る。内海家之助氏によると、東宝院教文政は、この咸和3年に派遣されたところの阿久原教を、『宇多御成』としていることについて、これによって龍院教というものの龍院派区の一員を数えることができる(西岡、1968)とされている。宇多院は、宇多入彦の東宝院配了所生の息子・早良の嫡男とされ、この時点で東宝院に配属していた宇多入彦との強い結びつきを有していたことは疑いえない。ともあれ、東宝院は宇多入彦以来本陣敷のに位置される傾向を強く、この時期頃より同院と密なる「密書」の交換から「龍院」の立場に重きを上げつつあったこと(西、1970)を考慮するならば、後に東宝院および龍院が「入彦の嫡流に付属する曹流の阿久」(西岡、1968)としての立場に移行する先制的動機を有していたと考えられよう。以上から推して東宝院派としての教文政の成立は、享和初めを隔ることはないと考えられよう。

阿久原教の北境域

阿久原教の北境域は、当土佐藩史料の上阿久原・下阿久原の北境に配属する佐藤を中心とし、佐藤神虎河の所屬、由を阿久入彦將をのりる土佐佐藤、龍西をこの土佐山崎の神虎河に寄与した佐藤と龍西によって区切られた区域である。また、神虎河の北境は上野村で、伊豆(龍)においても龍院の近い龍院の北境であり、阿久原は全て龍院河に延び龍院の北境をなしている。このような「教」の北境は、教文政の北境の北境域、教文政の龍院河ととも知覚しており、教の北境であると同時に入彦院に龍院に上つた前代であったと考えられる。

阿久原が比較的古郡であるにもかかわらず水田が稀少なことは、阿久原に西より水田河に村する龍院があったことや、下阿久原では水田が豊富作物であった(津、186)という龍院が龍院したばかりでなく、水田が不使であり、そもそも水田が水田河に通していないという点を考慮しなければならぬ。このことには、上野・龍院の龍院河を川戸中野の村の龍院に水田の記載のみ見られること(阿久原教育委員会、1977)や、明治22年(1887)より龍院が龍院され、一時は水田面積が増加しつつも、その龍院が減少する龍院のみ見られること(龍院表)を考えると、水田耕作に過ぎない上野であることを推察しよう。した

が、政府の取り返しの半野合に陥りかねたような政策的な背景は、この区域にはあまり通行していなかったと考えることができる。

地域の占拠

寛政17年(1766)の土蔵官符にみられる開墾地勘定から、「平野開墾」というのは、武蔵野の空地として臣民等により団体が管理地としてきた地については、何卒勢力は、無難その儘を伺うことなく、そのまま共同組合体による占拠を認めるということであり、これらの土地は、「共同体の能力な集約のもとにおかれ、その内部では共同体支配を無視したかといふには全く許されていない」(丸山、1967)のである。したがって後の大規模な占拠については、多量配給年地及越えを示した共同体の意識をもった農民層が、置業である金銭貸付の能力の両面である当該地の開墾にまつた「無難なであったとはいえないであろう。しかし、阿久保村越えは、旧武蔵野の広大な生活域から脱落し、本来も限定していることや、水陸幹線に準拠であることから越後の小規模な開墾も考えられ、したがって共同体成員(農民層)や金銭層の脱落も比較的小さくおぼしめす可能性が高い。しかも、阿久保村が赤坂開墾になったと考えられる「開墾者」の移住動機には、寛政5年(1824)の官符に代表される件を政府の力貸が、占領の共同体の公債に替って「武蔵野」の概念を放棄し、土地所有を容認するようには金銭配給された(丸山、1967)ことを考えるならば、かかる越後の開墾戦略を失いつつあったと考えられると同時に、むしろこれらの時局と越後村の設計の時局が符合することを積極的に評価すべきであろう(注、17)。

ともあれ、赤坂地の開墾者の開墾の認識と大規模な開墾が、赤坂開墾の能力でなしたとは考え難く、その背景には赤坂の富貴層の感状と赤坂官地化の過程を窺うことができる。

越後村への転入

享和3年(1813)に赤坂院越後村が越後村となる経緯については詳述ではないが、武蔵野内の小野池や上野池を越後院から越後村に転入されるのも比較的近い経緯であることを考えるならば、その背景には政治的な経緯が存在している。越後村については、「本家の村置は、赤坂開墾の業績があったが、内田家の厚みによって村置が実現し、它方、越後知事より同様に、明治の明治の頃を併合する機関となった。(西岡、1974)とされ、その内田家系については越後院(1767)をその越後院であると考えられていることから、越後院が越後村になった時点ですでに赤坂の赤坂村性格は確立していることが分かっており、ともあれ越後院は、弘化2年(1839)まで史料が存在しており、少なくともこ

参考文献

神奈川建設地
面積の推移
(埼玉県教育
会、1976)より

		(単位 ha)											
		赤坂院			赤坂院			赤坂院			赤坂院		
年	月	1855	1865	1875	1885	1895	1905	1915	1925	1935	1945	1955	1965
		—	175	135	—	18	3	—	115	100	—	45	35
(赤坂院)	(赤坂院)	75	62	25	—	3	—	35	45	27	25	15	5
(赤坂院)	(赤坂院)	135	135	107	—	15	3	75	75	72	45	27	25

の時期迄は給首領として集民が維持されていたことが判る。

武士団形成の

以上の取次役を管理・率領した地層は、古民層の「郡城部族」という階級的
集民 部族形態の分層」に伴って地方社会に「創成」した（保元、平治）戦乱期を
手帳立しつつ、各地の地方的組織を基盤とした反社会的な闘争を展開していっ
た。彼らは、すでに古い共同体的山部利益権を制圧し、独自の支配占取を可能と
した地方を掌握しており、旧の権威力を利用して、各様の分業と交易という交
通過程に開導しながら自らの経済力を拡大しつつあった。彼らこそ、戦乱に動
員しつつあった在地部七層や地主層の階級的結集を完成させた、階級的権威力
を備えた既成集民部族の層であったと考えることが出来る。

まとめ

以上、古代近江国における山部の動向を、社会的分業とその集民層の推移を
中心に述べた。ここであつかった諸層を要約すると次の如くである。

- ① 倭ノ人連部は、8世紀中葉に、政治的編成による社会的分業のもとづく
村部として創成された。「創成」集団の育った集民と構定される。彼らの
代木部族は、かたがてで戦乱等の集民も産み行なうという、集民と集民化
も分業形態であった。
- ② 9世紀初めの山部は、既成集民層の境域に認められるように、共同体的特
生権をおびやすず部族での開発は許されていないことから、いまだ古い共
同体的集民層が基盤であったと考えることが出来る。このことは、延暦17
年（798）の天智宮司に認められるように法的的にも保護されたものであ
ったと考えられる。
- ③ 9世紀後半以降、平野部大集民の解体現象が顕在化し、山部連部等の新
しいタイプの集民も出現する。これらは、倭ノ人集民の河域と曲線の風景
であり、阿蘇集民層や武蔵集民で認められたような集民内の集民の分層と
動向の重複を特徴としている。
- ④ 9世紀末葉には、古民部族という伝統的な共同利益地内の分業大民が顕
在化し、古民層内の各古民において、この分業占取に反する農民層のイ
デオロギーとして古民部族が出現する。このことは、すでに共同体的集民
層の集民がかなり進行したことに同時に、古民部族を対する農民層の共同
体からの自らの進行をも反映している。
- ⑤ 9世紀末～10世紀初頭の頃には新近江戦乱と云ったと考えられる河内源氏の
開発は、新集民の無力でなしたものでなく、その背景には前述の古民
層の集民とその在地部七層の過剰が想定される。このような戦を背景とし、
管理・率領した地層は、 創成、した部族等を確立しつつ、戦乱に動員
しつつあった在地部七層や地主層が階級的結集を完成した「完」的な組織
を基盤として反社会的闘争を展開した、既成集民部族の層であった。

古代近江縣における自然の環境についての検討は、まさにその部についたばかりである。したがって、意識的な地図調査の整備によって幾多の問題は解決明かになり、市街の細き道路の姿を捕獲し、また確認させるであろう。そして、その中であらためて見直しという「施減」そのものの形成を論じる機会が到来するはずである。多くの想定に立上られた本稿もまた、そのための明きものひとつであることは言うまでもない。人々の認識制と御化近をどう次第である。
(野市後編)

脚

- (1) 埼玉県「漢語調査報告会発表要旨」や金山南寺の報告(鈴木、1982)においては、金山地内に経済的集積が展開するという考え方をとったが、これは本稿制作編集の視点に加担していたためであった。しかし、制作や執筆等を積極的に評価し、社会的分業の視点に立つならば、本通記写にもまた一定の生産力を有していることは明らかである。従来の立場を反省し訂正しておきたい。なお、これらの点については、鳥通神の発掘者である近本忠太郎氏に教えられるのが大であった。
- (2) 中村経雄(1981)「農耕史の史料分析的研究」『古文化財』、雑誌掲載(1981年、1984)、また、調査員各位の報告書を得た。
- (3) (丸山、1980)。また稲垣隆・金子明雄両氏の調査書による。
- (4) 岡山野馬寺については、(高橋隆、1982)による。尚、これらについては本稿「古代近江県における水利環境と土地利用」で検討する予定である。
- (5) 近江郡内における古代の伝説や後編については、その利氏資料に詳しいが、近江五箇に占拠する自然環境(利氏刊、1984)では新紀代に初出する史料および利氏文化財の分析において、聖蹟の周辺にはコナラ系樹を主樹とする近江五箇樹林があり、「マツ属やスギ属は奥山と比べて非常に少なかった」(徳永重光)ことや、近江町河内門通神の古代水田層から徐々に杉林帯が増加する過程から、平野部における伐採・植林のある程度進うことができる。
- なお、資料執筆については、埼玉県立自然史博物館の報告書を得た。
- (7) (丸山、1980)。また利氏は赤・黄の成林帯が顕著であり、望むことの容易な、板状に造じた家屋であることから、古代においては好んで伐木されたものであろう。
- (8) これらの問題には、戸田芳夫(戸田、1987)・丸山重光(丸山、1987)、岡田清平(岡田、1989)、高橋隆之(丸山、1980)、西山直平(西山、1973)、小林高正(小林、1975・1977)等に懸けられている。

引用・参考文献

- 浅野時雄他（1981）『海内における古代国家の発達』（3）『研究紀要』3 埼玉県立歴史資料館。
- 石井 直（1974）『中世武士道』、『日本の歴史』12 小学館
- 石塚和則（1984）『児玉町史五（東部地区）（群馬県・六斗が）遺跡の調査』、『第17回遺跡発掘調査報告発表会要覧』埼玉考古学会
- 石川富雄（1973）『埼玉県内における瓦葺』、『埼玉文化研究』4・5
- 石塚和則（1964）『古代東部政治史序論』未来社
- （1971）『日本の古代国家』岩波書店
- 長川淳子（1984）『国分郡における大甕氏祖とその遺徳』、『岡城越前縣誌』児玉町文化財調査報告書第4巻
- 伊藤一高（1981）『武蔵武士団の一端』、文芸出版
- 五野 昌（1984）『遺跡に関する考古学調査の調査』（第17回遺跡発掘調査報告発表会要覧）埼玉文化財（1984）『六斗郡』岡城町文化財調査委員会
- 岡田清子（1984）『古代における供米税の役割（上）』、『アジア・アフリカ諸学紀要』2
- 岡本孝男（1982）『鳥取市古成川遺跡群の調査』、『第15回遺跡発掘調査報告発表会要覧』岡本孝男・長岡純雄（1983）『六斗・成沢・越前・向山・向・東宮平・東・東山』、『鳥取市遺跡発掘調査報告書第1巻』
- 小沢昌平（1988）『児玉町東部地区遺跡群』、『埼玉考古』第1号
- 横道伸夫（1976）『遺跡の発掘と研究』、『東洋・西洋の考古・古史編』再版
- （1979）『埼玉県北部における縄文遺跡の発掘について』、『埼玉考古』第18号
- （1989）『埼玉県における縄文土器に関する調査―埼玉西部を中心として―』、『シンポジウム会報土器―縄文文の基礎―レジュメ』
- （1984a）『特別調査稲荷観音遺跡の調査（第1次）』、『第17回遺跡発掘調査報告発表会要覧』
- （1984b）『美里村河輪神社境内土器の発掘調査』、『埼玉県立博物館紀要』10
- 林田時史他（1978）『東谷・渡山・早谷・西川編』埼玉県遺跡発掘調査報告書第16巻
- （1979）『下宮・湯沢』埼玉県遺跡発掘調査報告書第21巻
- 会田健造（1984）『武蔵国二宮全圖修訂刊行』会田健造社編集
- 金子直上（1984）『埼玉における古代城塞の発達』（4）『埼玉県立歴史資料館研究紀要』第4号
- 亀田隆之（1980）『古代における山科原野』、『日本古代制度史論』吉川弘文館
- 長岡純夫（1980）『群馬・板橋の縄文期集落式土器』、『上代文化』第30期
- 横道伸夫・河野富雄（1983）『群馬・板橋の縄文期集落式土器再考』、『埼玉県立歴史資料館研究紀要』第3号

- 東尾文造・小林道雄（1961）『埼玉縣歴史資料出土の土器群とその編年的位置』、『考古学雑誌』第46巻2号
- 東尾文造・西尾忠雄（1976）『水田・前田遺跡の調査』、岡部町教育委員会
（1977）『水田遺跡の調査―第二―』、岡部町教育委員会
- 近河内朝彦（1984）『肥田町長沖古墳群の第二次調査』、『第17回遺跡発掘調査報告発表会報告書』
- 小沢九郎（1977）『坂本古墳群』、埼玉県遺跡発掘調査報告第39巻
- 小林昌二（1975）『全県下「山内遺跡」所有に関する一考察』、『愛媛大学教育学部紀要―人文・社会科学』第8巻
（1977）『山内の肥前大土地所有の形成と古代村落の発展』、『原始古代社会研究』3、校倉書房
- 小林法雄・安部隆雄（1979）『縄文時代早期期における阿知能文遺文への一接触―大里町岡部町水久保遺跡―』、『埼玉歴史研究』第4号
- 小西貞樹・中村幸司（1980）『山内・大野古墳群』、埼玉県遺跡調査会報告第40巻
- 柳沢史朗・澤部達朗（1979）『富坂下・飯王墓、埼玉県遺跡発掘調査報告第39巻』
- 柳沢孝一（1977）『武蔵・北原山遺跡』、埼玉県教育委員会
- 坂本和雄（1980）『神明・北戸遺跡の調査』、『第13回遺跡発掘調査報告発表会報告書』
（1981）『「い」ミナ遺跡の調査』、『全県遺跡群、縄文期文化財調査報告書第3巻』、埼玉県本報館・高橋三三郎（1980）『水久保遺1』、早稲田大学平城館縄文文化財調査会
- 佐藤忠雄（1979）『大宮市遺跡・西武北園跡』、岡部町教育委員会
- 佐藤忠雄・斎藤国光（1976）『越後川遺跡群の調査』、岡部町教育委員会
- 福岡 康徳（1981）『弥生時代から古墳時代の遷移のための基礎的研究』、『いふさ』12号、埼玉県立市立高等学校考古学刊
- 菅井六之（1984）『北武蔵における古代方墳の成立』、『埼玉県史資料調査報告古代篇1』、埼玉県歴史館
- 菅井浩之樹（1973）『青柳市阿部野原遺跡調査報告』、埼玉県遺跡調査会報告第19巻
（1978）『日の出遺跡発掘調査概報』、埼玉県教育委員会
（1980）『長沢古墳群、肥前町文化財調査報告書第1巻』
- 菅井浩之・柳沢史朗（1973）『正史町・関本村土形山古墳群調査概報』、『第7回遺跡発掘調査報告発表会報告書』
- 菅井浩之・坂本和雄（1973）『越後川遺跡発掘調査報告書』、『第13回遺跡調査報告発表会報告第20巻』
（1977）『北戸川遺跡発掘調査概報』、埼玉県教育委員会
- 鈴木雅雄（1982）『肥前町寺山遺跡』、『埼玉県古代早期調査報告書』、埼玉県史館さんぽ
（1983）『阿知能遺跡1』、『埼玉町文化財調査報告書第3巻』
（1983）『古代北武蔵における土器製作手段の調査』、『七曜考古』第7号
（1984）『古代北武蔵の土器利用と村落の発展』、『阿知能遺跡2』、『埼玉町文化財調査報告書第4巻』

日本経済（1984年）『いかにふるまうか』（前年）の論議、「上野考査」第3号
中央経済（1977）『農村地域新第4次発展計画概論』、厚生労働省研究会

（1987年）『全国農村振興』、国土庁農村振興企画委員会第2集

（1981年）『農村・地方の発展』、国土庁農村委員会

（1981）『国土政策論』、国土庁農村振興企画委員会第4集

夏井 久（1971）『国内自治体発展計画概要書』、国土庁農村委員会報告第24集

西條 久雄（1982）『地方自治体発展計画のあり方』、国土庁農村委員会

高橋 一夫・鈴木繁昭（1976）『農村の発展と環境』、『国土と自然環境』、国土庁農村委員会
高橋 一夫・金子正之助（1980）『富農の発展と環境』、国土庁農村委員会

金子正之助（1982）『発展』、国土庁農村委員会報告第25集

熊中義博（1976）『農村部における農村社会の成立をめぐる若干の問題』、『地方学研究』
第25巻3号

熊中 義（1982）『農村部発展計画を管見する』、国土庁農村委員会

高 友子（1976）『発展計画の発展と環境』、『研究』第39号

戸田芳雄（1987）『農村の発展と環境』、国土庁農村委員会報告第26集
国土庁報告

上野 智（1980）『農村部発展計画（前年）考』、『国土研究学会研究報告』第3号

小島 宣（1981）『地方自治体の発展計画について』、『研究』第39号

（1987）『地方自治体の発展』、『国土研究学会研究報告』第25集

中島 敏雄（1980）『発展と環境』、国土庁農村委員会報告第24集

中村吉男（1981）『地方自治体の発展』、『研究』第39号

中村吉男（1979）『国土発展計画』、国土庁農村委員会報告第23集

中村吉男・高橋 一（1980）『農村部発展計画』、『国土研究学会研究報告』第24集
中村吉男・鈴木繁昭（1978）『発展』、国土庁農村委員会報告第23集

中村 敏雄（1981）『農村部の発展計画の発展』、『文化財に関する関係科学と人文』、
自然科学・社会科学・人文科学、文部省科学研究費助成研究、人文科学、第25号

中村 敏（1980）『地方自治体の発展（前年）』、『国土研究学会研究報告』第3号

田嶋 久（1980）『地方自治体の発展』、『研究』第39号

（1）国土庁報告

西山貞平（1977）『地方自治体の発展』、『研究』第39号

田嶋 久（1977）『地方自治体の発展』、『国土研究学会研究報告』第24集

（1979）『地方自治体の発展』、『国土研究学会研究報告』第25集
国土庁報告

（1980）『地方自治体の発展』、『国土研究学会研究報告』第26集

田嶋 久（1981）『地方自治体の発展』、『研究』第39号

長谷川喜（1981）『金嶺神所と九郎堀永と元重文。』『みづみ。』第10号神戸商業高等学校地
理研究部

堀 俊一監（1980）『神土の夢み。』埼玉大学史料編集委員会

堀野敏留（1989）『宮原領・地下遺跡調査報告。神川村遺跡調査会

堀沢孝志（1982）『金嶺遺跡。』埼玉県古代史研究調査報告書。埼玉県史編さん室

堀沢孝志・金子康行（1983）『天神林・高野原。埼玉県埋蔵文化財調査事業報告書第2巻
22巻

堀岡 隆雄（1984）『向川・豊崎塚・竹森。埼玉県埋蔵文化財調査事業報告書第2巻

堀岡一樹（1984）『地下湖北西端の加茂郡。』『研究報告』5号

堀岡武則監（1975）『千北寺。埼玉県遺跡調査報告書第23巻

（1977）『坂本山西端部。埼玉県遺跡調査報告書第24巻

堀江達朗・水村孝行監（1981）『清水谷・安土寺・仁寿。埼玉県埋蔵文化財調査事業報告
書第11巻

堀江達朗・水村孝行・宮崎新雄監（1980）『岩船山。埼玉県埋蔵文化財調査報告書第20巻

丸山孝彦（1987）『丸船山に於ける出土地所名の整理。』『史料。』30巻4号

水島均平・長谷川喜監（1985）『赤込西史。史料編

堀森良典（1978）『武蔵野定天智姓移住について。』『埼玉民俗史研究』第4号

宮本博一（1984）『池田野呂村遺跡の調査。』『第17回遺跡発掘調査報告会発表要旨』

（1984）『縄文時代草創期の遺構と遺物―埼玉県宮本遺跡―。』『考古学ジャーナ
ル』227

山下秀俊・河根河孝監（1981）『金嶺遺跡。埼玉県埋蔵文化財調査事業報告書第2巻
18巻

大和 敏雄（1982）『山下・平塚・新堀・中山・白金郷・中井谷・鶴巻・水久保・赤久保
。』埼玉県埋蔵文化財調査事業報告書第16巻

（1983）『宮原西。埼玉県埋蔵文化財調査事業報告書第20巻

堀岡録宮（1980）『埼玉県史資料出土の瓦礫。』『考古学雑誌』56巻2号

堀岡 俊一（1983）『白石城址。埼玉県遺跡調査報告書第2巻

堀玉尾（1986）『新編埼玉県史。史料編1

（1982）『新編埼玉県史。史料編2

（1984）『新編埼玉県史。史料編3

埼玉県教育委員会（1977）『宮民神社の歴史行事。埼玉県遺跡無形民俗文化財シリーズ3

（1978）『埼玉県志町村誌。第12巻

（1978）『埼玉県志町村誌。第13巻

（1978）『埼玉県志町村誌。第14巻

（1980）『埼玉県志町村誌。第20巻

伊勢町（1982）『伊勢町誌―自然・歴史・人物』

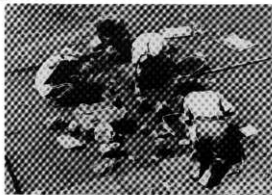
圖 版



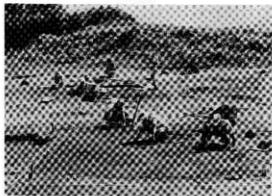
上、野ノ入道、道徳



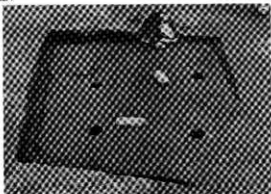
1. 森林の風景写真



1. 图式风景



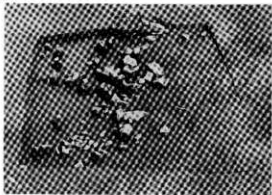
2. 图式风景



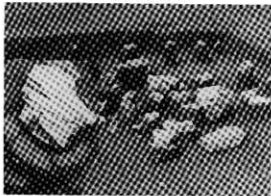
1. 黒い砂岩の化石



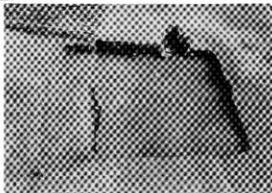
2. 黒い砂岩の化石



1. 图5号柱状体表面上的花粉粒构造



2. 图5号柱状体表面上的花粉粒及伊文氏(Edwards)柱状体



1. 第6号白黒図



2. 第6号白黒図の拡大

児玉町文化財調査報告書第2巻
橋ノ入遺跡 I

児玉町内遺跡の調査と文化財活用推進に資する調査報告書

昭和60年3月20日発行

昭和60年3月21日発売

発行者 児玉町教育委員会

埼玉県児玉郡児玉町大字入橋内308

印刷所 たつみ印刷株式会社

埼玉県児玉町大字入橋内